

平成 30 年度

第 9 回文教民生常任委員会会議録
第 4 回文教民生分科会会議録

平成 30 年 9 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第9回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成30年9月6日(木曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月6日 午前 9時00分

次 第

1. 審査・調査事項

第81回穴粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

(総合病院)

継続調査

- ・診療科別患者数及び診療報酬について
- ・公立穴粟総合病院改革プランの進捗状況について

その他報告事項

- ・職員配置計画について

(市民生活部)

審査事項

- ・第68号議案 穴粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分(専決第1号)の承認について

継続調査

- ・国保事業について
平成31年度の保険者努力支援制度の指標について
- ・資源物等回収状況について

8月時点資源物回収状況

その他報告事項

- ・太陽光発電施設設置事業の届け出状況(8月末)について
- ・再生可能エネルギー利用促進事業補助金申請状況(8月末)について

(健康福祉部)

審査事項

- ・第70号議案 訴えの提起の専決処分(専決第3号)の承認について

継続調査

- ・福祉計画（子ども子育て、障害者、高齢者、生活困窮者）について
- ・地域のあり方と今後に向けて（地域医療と介護の連携）

その他報告事項

- ・「第3期地域福祉計画」及び「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定について
- ・夏休みがんばり教室について
- ・小児救急医療電話相談事業について

（教育部）

審査事項

- ・第100号議案 校務用パソコン購入契約の締結について

継続調査

- ・幼保一元化推進状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

その他の報告事項

- ・7月豪雨に伴う被災者支援制度について
- ・全国学力学習状況調査結果について
- ・平成30年度第1学期「いじめ事案」について
- ・宍粟市学童地域見守りサポート事業実施要綱について
- ・宍粟市立保育所を臨時に休所する基準を定める要綱について
- ・その他

2. その他

- ・次回委員会の開催について
- ・第81回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決（別紙）

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	今井和夫	〃	神吉正男
〃	大畑利明	〃	林克治

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長	大前和浩
総合病院事務部次長兼総務課長	船曳浩尉	総合病院医事課長	木原伸司
総合病院医事課副課長	秋久一功	総合病院総務課副課長	鳥居長則
総合病院総務課財政係長	岸根潤	総合病院総務課副課長兼総務係長	阪本典子

(市民生活部)

市民生活部長	平瀬忠信	市民生活部次長	森本和人
市民生活部次長	前川満	市民課長	中尾美恵子
税務課課長	梶原昭一	債権回収課長	石垣貴英
環境課長	宮田隆広	環境課副課長兼係長	尾崎敏彦

(健康福祉部)

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	大谷奈雅子
健康福祉部次長兼社会福祉課長	橋本徹	健康福祉部次長兼障害福祉課長	田中祥一
介護福祉課長	小椋憲樹	保健福祉課長	平尾真弓
波賀診療所事務長	牛谷宗明	千草診療所事務長	樽本美稚子
社会福祉課係長	平瀬真也		

(教育部)

教育部長	前田正人	教育部次長	山本信介
教育部次長	田路正幸	教育総務課長	進藤美穂
学校教育課長	世良重信	こども未来課長	中尾善弘
施設整備課長	西林文隆	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	原真弓
山崎給食センター所長	池本雅彦	教育総務課副課長	福元佳代

事務局

主 幹 小 椋 沙 織

(午前 9 時 2 8 分 開会)

榎橋委員長 分科会を終了いたしまして、普通の常任委員会へと移させていただきたいと思います。

それでは、資料のほうが一冊になりますが、説明を、簡単で結構です。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、総合病院の審査をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 32 分休憩

午前 11 時 15 分再開

榎橋委員長 それでは、分科会のほうは終了させていただきますして、常任委員会のほうに映らせていただきますけれども、第68号議案ですね。

山下委員、どうぞ。

山下委員 何回か委員会で説明してくださっていて、また再度説明するわけなんですけれどもお願いします。再度質問するわけなんですけれどもお願いします。

まず、今回の改正というのが県が一部改正を行ったという理由だったわけなんですけれども、県はどのような理由で改正を行ったのか、それから、またあと、その改正によります影響、人数、額、7月1日から施行になっているんですけれども、今日までの対象人数とか、額を教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 県が一部改正を行った理由につきましては、この資料の下にも書かせて、参考に書かせていただいておりますが、地方税法の改正がありました。福祉医療助成の制度設計の基礎となるものが自立支援医療制度というものがありまして、それもこの地方税法の改正により改正をされております。そのため、県のほうでは福祉医療も改正したということになっております。その理由としましては、指定都市、例えば、神戸市などと指定都市以外、宍粟市などの市町における重度障害者医療助成の制度の要件判定に用いる所得割額の算出基礎が6%と8%で市によって違

いがあるということは対象者の判定に不公平ではないかということで県のほうも改正をされ、全県的に改正を順次なされていると聞いております。

改正によります影響につきましては、現在のところありません。1名重度障害者医療で1月1日現在、扶養義務者に当たる方が神戸市在住の方があったわけなんですけれども、これは8%と6%で計算をしましても、資格には影響がなく、対象者のままであるということで、そういう意味で影響はないということになっております。7月以降、関係する転入者であったりとかは今のところありませんので、先ほど言いました対象の方が1名ありますが、資格要件には影響がないということで御報告をさせていただきます。

榎橋委員長 わかりましたか。いいですか。

大畑委員。

大畑委員 教えてもらいたいんですけど、今聞いていてわかったんですけど、政令指定都市との税率の違いでみなし規定を設けるということであったんですけど、うち政令指定都市とどう関係があるのかなとずっと思いよったんやけど、扶養義務者なんかそこに政令指定都市に住まれている場合の対象ということなんですね。そういうケースというのは扶養義務者だけのところなのか、もっとほかにもいろいろあるのか、対象者は結構いらっしゃるんでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 所得割額を見させていただくのが扶養義務者ということで、その当事者の父母とか、子どもさんとかいうことになります。他市にいらっしゃる場合もありますし、宍粟市内にいらっしゃる場合ももちろんあります。それと、1月1日現在ですので、そのときには神戸市に対象の方がいらっしゃって、こちらに入られたというような方もあるかとは思いますが、今重度障害者医療の助成の中では先ほど言いました1名だけということになっております。高齢重度障害者医療ということで、下のほうに制度としては同じなんですけれども、後期高齢の対象の方はこちらの助成になっておりまして、これは要綱で規定になっております。同じく要綱改正をさせていただいておりますが、こちらの方につきましては対象の方が今のところありません。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。それと、この制度そのもののことになってしまうので、ちょっと議案審査と少しずれるかもわからないんですけども、調べていますと、政

令指定都市、神戸市の場合は、重度障害者の医療を受ける対象者が宍粟市とちょっと範囲が広いんですね。どこが広いかというと、身体障害の3級と、それから、療育のB1の重複障害をお持ちの方は対象になっているんです、間違っていなかったら。宍粟市は県下統一の考え方でいっているんだと思うんですけど、その対象者の違い、これは自治体で決めればいいんですよ、その辺のちょっと宍粟市の考え方を少し教えてください、対象者に対する考え方。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 対象者につきましては、県で対象になっている分野から、例えば、子ども医療などもそうなんですけれども、市が拡充している部分が各市町違ってあります。先ほどおっしゃいました、神戸市が今その要件になられているというのは、手元には今資料がないんですけれども、県下の状況はいろいろ確認をさせていただいている中で、この3級に広げられているところは割と少なかったかなと思っております。市におきましても、対象者につきましては、今県に同じ状況でいっているわけなんですけれども、一つ県から拡大している部分がこの中にもありまして、今は所得制限につきましては、県は本人、配偶者、扶養義務者のこれはそれぞれというのが宍粟市の拡充部分でありまして、県のほうではプラスを、それぞれの所得割額をプラスして行って、23万5,000円を超えるというところで判定になっておりまして、その分しか補助は入ってきておりません。宍粟市のほうにつきましては、それぞれがということになっておりますので、対象者としては少し広げられている要件になっております。神戸市がこの所得のところをどの要件にされているかは少しちょっと確認してみないと、今ちょっと手持ちがありませんけれども、いろいろな市町のことにも参考にさせていただきながら、福祉医療については市のほうで決定をさせていただいております。

以上です。

榎橋委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

それでは、第68号議案は終わらせていただきまして、継続、報告事項がたくさん出ておりますけれども、御説明をいただきます。国保事業。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 よろしくお願ひします。

ほかはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、市民生活部の審査をこれで終了させていただきたいと思います。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前 11時48分休憩

午後 2時05分再開

榎橋委員長 続きまして、委員会のほうでございますけれども、第70号議案ですね。こちらのほう、もう一度よろしく申し上げます。

世良部長。

世良健康福祉部長 委員会資料のほうですが、本日、第70号議案につきましての資料はおつけをしておりません。こちらにつきましては、7月18日の当委員会において、報告させていただいております訴えの提起に伴うものでございますが、生活保護返還請求訴訟についての専決処分の承認をお願いするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

榎橋委員長 それでは、山下委員のほうから論点の、ありましたね、ああ、違うか、宍志の会か、済みません、よろしく申し上げます。

宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、こちら、返還される金額の見込みであったり、あと生活保護費ということ、扶助費というんですか、でしたら、国とか市とか、そういったところの内訳、それと、不納欠損にならないように、今ちょっと住所が、居場所がわからないという報告もあったと思うんですけど、不納欠損にならないようにはどのようなお考えなのか、ちょっと3つほどお聞きしたいと思います。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回の専決補正としてさせていただきました、専決補正では470万円余りの専決補正をさせていただいておりますが、ちょっとその経緯と内訳について、前月末の説明と重複しますが、流れがありますので、簡単に説明をさせていただきます。

この方につきましては、平成29年4月に市内で脳出血で倒れられて、救急車で搬送されました。そして、同日に保護申請、保護開始となりました。保護開始によってこの方には医療扶助として864万7,996円、生活扶助として28万5,330円、合計893万3,326円の保護費が支払われ、措置されました。また、この方は以前に年金の掛金を掛けておられまして、保護開始後なんですけども、年金の受給権があるということで請求手続を行いました。そして、平成30年2月15日に年金遡及受給分として

476万5,609円支給され、その分につきまして、今回、専決補正により、訴えの提起により御本人からも納めてもらう分として訴えております。890万何がしかの保護金に対しまして、保護期間受給中に年金を470万円受給されましたので、その分につきましては、法63条の手續といいますが、法63条の決めにより本人が納めるということになっておりますが、その御本人は説明をいたしましておる途中に居所を不明としていることは以前申し上げたとおりでございます。この方については、居所確認を行うとともに、通帳の残高調査を金融機関に行いまして、一定の仮差し押さえをすることができました。今現在、仮差し押さえとしてできました金額は251万4,689円です。この方には476万5,609円の返還すべき額として訴えをするわけなんですけれども、そのうち251万4,689円は通帳に残額を通帳調査で確認し、仮差し押さえをしておりますので、その分は本人が引き出そうとしても引き出せないということで裁判手續により宍粟市のものとしようとするものです。言いかえますと、476万円のうち250万円は裁判手續上、通常の裁判手續で宍粟市のものとなるんですけれども、残りの220万円につきましては、御本人が居所不明となった後、何らかの事由により本人の意思で出金され、使途、使われた、費消されたものと今現在では本人から確認はとれておりませんが、通帳残高の様子では220万円余りが費消されているということで確認をしております。

今後のことでありますけれども、裁判の手續により250万何がしかは宍粟市に入りますけれども、残りの220万円については債権として残ったままでありますので、本人の居所を早急に確認し、居所確認後、本人から何らかの形で弁済、返金していただくように手續を行っていきます。今後、まずは裁判による手續により、宍粟市のものとする。あと、居所のほう、住所等を確認しておりますので、本人に応接、説明を求め、幾らかずつでも、大きなお金でありますので、幾らかずつでも返金していただくように交渉といいますが、返還を求めていく予定としております。

以上です。

榎橋委員長 ありがとうございます。

宮元委員、よろしいですか。

宮元委員 済みません、一つ、市とか国への内訳というのは、例えば、251万円は通帳残高で差し押さえで市のものになるというんですけど、これはもう全部市のものということによろしかったんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 生活保護につきましては、言われますように、

国庫負担金、県費負担金がございまして、各当該年度見込みによりまず申請し、翌年度実績で精算する手続としております。このように御本人がその当該年度に63条の手続により納められなかった分については、県に63条手続によるということで、報告をいたしますが、すぐさま県にその分を返還するということはございません。返ってき次第、またその都度、その都度精算して返還するというので、最後どのように、先のことまではわかりませんが、精算、返金され次第、国に返すものは返す、県に返すものは返すというふうに手続をとってまいりますので、今現在すぐさま220万円入らないけれどもその分を返すのかというのは、ちょっとそれについては今後県との調整になりますが、すぐに返すということはないというのは申し上げたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、国とか、県とかの返す優先順位みたいなものはないということよろしいんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 優先順位いいものは、国、県に両方にもう別々なんですけども、一度に返すというふうに理解していただいたらいいんですけども、国の補助割合に応じた分を返し、県の補助割合に応じた分を返すということで、返還された金額に応じてその額は変わってきます。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、肝心の本人さん、居所不明ということに関しては、これは、この方を探し出すのに費用というのはかかるのでしょうか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 現在、私が着任しましてからも、住所地である、住民登録をしてある神戸市の住所、また、近隣の病院にかかっておられるのではないかと思うようなところも訪問もしております。途中、私どもが認知しておらないときに、この方は住所を一度神戸市内で転居されているという事実がありまして、その方が生きています、亡くなっているとかそういうことじゃなくて、生存しているという事実は住民票上わかりました。そして、新しい転居住所にも訪問しましたが、御本人はいるときもあるんでしょうけれども、いない、私どもが訪問したときはいないということがありまして、ずっと常時その家にいるという、家というか、

住所にいるということにはございませんでした。ただ、先月訪問したときに、御本人がいらっしゃって、面会をすることはできました。そこで、初めて裁判の手続の關係の書類が私どもが送るのではなくて、郵送により裁判所から送付することはできるといふ手続をとるところまではできましたことを報告し、裁判の手続は裁判所により執行されますので、まずは裁判所手続により仮差し押さえしているものについて宍粟市のものとするといふ手続を行い、その行った上で、残りの部分については御本人に順次返還をしていただく予定と今のところはしております。

以上です。

榎橋委員長 よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか、第70号議案。

次にまいります。

それでは、継続調査項目関係でございますけれども、お時間のほうが予定では15分ぐらいになっております。簡潔に、説明はよろしいですか。質問がこの中からあれば委員のほうからお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 わかりました。よろしいですか。宍粟総合病院のほうでしていただけるということですね。

それでは、皆様、よろしいですか、質問のほう。

それでは、健康福祉部の審査をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後 2時40分休憩

午後 3時35分再開

榎橋委員長 それでは、常任委員会のほうの教育部審査で第100号議案、校務用パソコン。

西林課長。

西林施設整備課長 第100号議案の關係につきまして、説明申し上げます。

校務用パソコン購入の概要について説明します。

まず、契約関係ですけれども、開札が8月16日にしております。契約枠としまして2,307万9,600円、契約の相手方が山崎町鹿沢の株式会社スマートミッション、納期

につきましては平成31年2月28日までとしております。納入場所につきましては、小学校全12校、納入の概要につきましては、その表に書かれておりますが、パソコン本体、モニターを除きますが、パソコン本体、ソフトウェアとしまして、マイクロソフトオフィスの2016版、一太郎のバージョン4、教育機関向けのものでございます。とあと、そのインストールメディア各校1枚、あと、えがお4といひまして、保健の総合管理ソフトでございますが、これを各校に1台、あと、地域集計を1台、それと、このパソコンの導入に伴います設計、インストール等を各校1式と機器の搬入設置費、あと既設機器の廃棄を今回の契約対象としております。

以上です。

榎橋委員長 ありがとうございます。これに関しまして、質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

神吉委員。

神吉委員 このパソコンの購入は全ての学校が一斉にするようなものなのかということ、前はいつの更新だったのかを教えてください。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 ウィンドウズ7のサポート終了が平成32年1月となっておりますので、今年度は小学校、来年度は中学校の校務用パソコンの購入を予定しております。

前回、これらのパソコンを変えましたのが平成21年度でございます。

榎橋委員長 神吉委員。

神吉委員 使用されているところがちょっと想像できないんですけど、これはデスクトップであるということになっています。ノートでないという理由が何かあるんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 安価であるということと、基本は職員室に設置して、先生方が使うということでデスクトップ型と考えております。

榎橋委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 学校はどうしても一太郎なんですね、これは。

西林施設整備課長 県がそうです。

大畑委員 県がそうなの。だから、教育委員会との互換性というのに問題があるかと違うかなと思ったんですけど、その辺はもう変えられないんですね。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 今大畑委員が言われたように、一太郎、市役所側では使っているものがおらんもので非常に使いにくいんですけども、最近、一太郎もマイクロソフトもそうなんですけども、互換性はかなり出てきておりますので、データはある程度融通はきくようにはなっております。ただ、この先は先生方もどんどん年齢が若い方が多くなってくるので、そうなると、恐らく一太郎も今後は不要になっていくのかなとは想像はしますが、今の時点ではまだ必要だと考えております。

榎橋委員長 いいですか。

ほかはありませんか。

今井委員。

今井委員 今、職員室に1台と言われていました。この台数というのは教室に1台。

榎橋委員長 先生。

今井委員 先生に、教室の先生に。

西林施設整備課長 自分の職員室内の自分の机に。

榎橋委員長 よろしいですか。

それでは、100号議案は終了いたしまして、継続調査でありますけれども、新しくなったところだけで結構です。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 今後またしっかりと検証していただいて、よりよい学校生活を送れますように、よろしく願いをいたします。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、教育部の審査を終了させていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後 4時40分休憩

午後 5時07分再開

榎橋委員長 審査付託のありました、第68号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認について、でございます。

自由討議はありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 いいですか。

それでは、採決をとります。

賛成の委員の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。

続きまして、第70号議案、訴えの提起の専決処分(専決第3号)の承認についてはいかがでしょう。

大畑委員 ちょっと確認させて。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 質問されとったんですが、確認なんやけど、このカトウさんについては、平成29年4月27日から平成30年2月22日まで医療扶助と生活扶助で合計893万3,000円総額があって、そのうち何ぼ通帳預金を押さえたりして。

榎橋委員長 200何ぼやな。

大畑委員 残りの四百何ぼというんやけど、その800から二百何ぼ引いたって400にならんのですけど、それはどういう整理や。

榎橋委員長 あれは残りの。

浅田副委員長 四百何万のがあって、預金として250万円ぐらいの預金を押さえたので、あと残りが。

大畑委員 476万円からの分やね。

浅田副委員長 そうそうそう。

林委員 返してもらっている、年金を。

大畑委員 だから、893万円の扶助費、それを出しとるやん。その分と400万円との関係はどないする。

浅田副委員長 しょうがない、なしになるんや。

林委員 差額は当面の生活保護の扶助やったんや。

大畑委員 28万円だけやで、生活扶助というのは。

浅田副委員長 違う、違う、医療費もそうや、医療費も。

榎橋委員長 生活保護を受けとった。

浅田副委員長 生活保護も。

大畑委員 いえいえ、わかとるねんけど、生活保護を受けとる。

榎橋委員長 年金が入っている。

大畑委員 890万円のうち、ああ、そういうことか、年金で返ってくるのが四百何

ぼで、あとはもう扶助として出ているということか。

榎橋委員長 そうなんです。そのうちの二百何万が貯金からもらうというのは押さえたということやね。

大畑委員 400万円も年金が入りよって、生活保護の対象になるの。

浅田副委員長 違うんです、後からわかったこと。それはいわゆる言葉悪いけど、いきだおれ、緊急扶助もそうやろう。

大畑委員 わかっとる、その辺聞いたからわかるけど、もともと生活保護の対象じゃないさかいに。

林委員 いや、対象やったんや。

浅田副委員長 違う、わからへん。

大畑委員 そのときはわかれへんけども。

浅田副委員長 後でわかるで。

大畑委員 後でわかるんや。

浅田副委員長 それでその分は遡及で年金が出たら返しなさいよと、そこを、通帳出しているわ。

大畑委員 年金分だけ返しなさい。

浅田副委員長 そうそう、入った分については返しなさい。

大畑委員 だから、800万円の扶助がもともと僕は四百何ぼの年金をもらう人が生活保護の対象にならんのかなから、八百何ぼの扶助費全体が返してもらわなあかんと
いうふうになるんと違うかなと思って。

浅田副委員長 違う、違う。その時点では、生活保護の決定時点ではされへん。

大畑委員 その分は。

浅田副委員長 もろうとってない。

林委員 年金もろとかなんだらええねん。

浅田副委員長 もらっていない。収入がないんです。

山下委員 自分でも出るということは気づいていなかった。

榎橋委員長 気づいていなかった。そうそうそう。

ところが、それだけあったということやね。

宮元委員 難しいこと聞かない、わかったことを隠しているのに。

榎橋委員長 それ言わなあかんね。津田君に。

林委員 二百何ぼがまだかえってない。

榎橋委員長 わかった。

林委員 それがまた。

大畑委員 そのうち250万円は押さえました。

榎橋委員長 押さえましたという。それは分割でとかいう感じ。

林委員 それを早く押さえて、押さえるために。

榎橋委員長 専決をしたということやね。

大畑委員 確認できました。

榎橋委員長 討論はいいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 いいですね。

それでは、第70号議案に対しまして採決を行います。

賛成の委員の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。

最後になります、第100号議案、校務用パソコン購入契約の締結については自由討議。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 討論、なし。

それでは、採決いたします。

賛成の委員の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。わかりました。

じゃあ、第70号議案も意見を、所見とかはなしで、何か言うておきます。

浅田副委員長 いやいや、それでいいです。

榎橋委員長 いいですか。

嫌なものや。大きいわな。それがなくなったらどないしようと思うわな、二百何ぼも、ほんまやね。

次回(10月)委員会の開催について

榎橋委員長 それでは、次回の委員会なんですけど、どうしますか。

浅田副委員長 では10月16日をお願いします。

閉会中の継続調査事項について

【継続調査事項等を協議】

閉会

浅田副委員長 遅くまで慎重審議ありがとうございました。これで委員会を終わります。御苦労さまでした。

（午後 5時30分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成30年度予算決算常任委員会第4回文教民生分科会会議録

日 時 平成30年9月6日(木曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月6日 午前9時03分

次 第

1. 審査・協議事項

第81回穴粟市議会定例会付託案件審査

- ・ 第71号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についての関係部分
- ・ 第77号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分
- ・ 第78号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- ・ 第79号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
- ・ 第80号議案 平成30年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- ・ 第81号議案 平成30年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- ・ 第82号議案 平成30年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- ・ 第86号議案 平成30年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)

第81回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
”	今 井 和 夫	”	神 吉 正 男
”	大 畑 利 明	”	林 克 治

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長	大前和浩
総合病院事務部次長兼総務課長	船曳浩尉	総合病院医事課長	木原伸司
総合病院医事課副課長	秋久一功	総合病院総務課副課長	鳥居長則
総合病院総務課財政係長	岸根潤	総合病院総務課副課長兼総務係長	阪本典子

(市民生活部)

市民生活部長	平瀬忠信	市民生活部次長	森本和人
市民生活部次長	前川満	市民課長	中尾美恵子
税務課課長	梶原昭一	債権回収課長	石垣貴英
環境課長	宮田隆広	環境課副課長兼係長	尾崎敏彦

(健康福祉部)

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	大谷奈雅子
健康福祉部次長兼社会福祉課長	橋本徹	健康福祉部次長兼障害福祉課長	田中祥一
介護福祉課長	小椋憲樹	保健福祉課長	平尾真弓
波賀診療所事務長	牛谷宗明	千草診療所事務長	樽本美稚子
社会福祉課係長	平瀬真也		

(教育部)

教育部長	前田正人	教育部次長	山本信介
教育部次長	田路正幸	教育総務課長	進藤美穂
学校教育課長	世良重信	こども未来課長	中尾善弘
施設整備課長	西林文隆	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	原真弓
山崎給食センター所長	池本雅彦	教育総務課副課長	福元佳代

事務局

主 幹 小 椋 沙 織

(午前 9時03分 開会)

榎橋委員長 皆様おはようございます。少し遅くなりまして申しわけありません。台風21号、大変心配いたしましたけれども、本当に宍粟市におきましては何事もなく安堵しておりますけれども、全国を見ましたら大変な被害がございます。また、けさほどは、未明でしたけれども北海道で地震もあったようでございますので、何が起きるかわからないときがきているなど、宍粟においてもちゃんと準備をしていかなきゃいけないなということも感じております。

それでは、第9回文教民生常任委員会及び予算決算常任委員会、第4回文教民生分科会をこれより始めさせていただきたいと思っております。

それでは、総合病院の審査をこれから行ってまいります。第86号議案のほう、少し説明をよろしくお願いをしたいと思います。

船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 失礼します。86号議案ということで、病院事業特別会計補正予算(第1号)ということで概略を説明させていただきたいと思っております。

主には、昨年、医師の招聘ということで、かなり3月ぎりぎりまで調整をしておりました。そういった今年度から来られた医師の人件費の増、それから、就学資金の貸し付け者、これの決定に伴う補正という形であげさせていただいております。

説明資料につきましては、きょうの分科会資料ということで、1ページ、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、一番上が収入のほうになりますけれども、補正理由としましては、外来患者の1日当たりの単価、こちらのほうが実績を見ていきますと、若干上がっているという形になっております。この分を見込みまして、補正額、増額の5,856万円ということで計上させてもらっています。支出のほうにつきましては、職員数の増減という形で、先ほど申しましたように、医療スタッフの確定がなされましたので、その分の補正、それから、今年度途中からいろいろ交渉により外来診療日がふえている診療料がございます。これからまたふえていく見込みの診療料もございますので、そういった部分について賃金で補正するもの、委託料で補正するものがありますので、それぞれあげております。給与費のほうにつきましては、増額で4,912万4,000円という形になっております。姫路循環器病センターとの委託契約に基づくものについては、賃金ではなくて委託料になりますので、診療日が減った分については37万8,000円減額という形で補正予算を計上させてもらっています。

2 ページのほうですけれども、奨学金絡みの資本的収入、支出になります。奨学金につきましては、市のほうから繰り入れ等をいただいておりますので、その分、医師の分については増額の390万円、看護師のほうにつきましては減額の18万6,000円、補正額としては合計でプラス371万4,000円の繰入金、補助金の増額という形になります。支出につきましては、貸付金になりますけれども、医師がふえた分、この分を加味しておりますので、増額で352万9,000円という形になります。看護師につきましては、入学金分等の調整がございますのでマイナスの37万1,000円、医師の純粋な分につきましてはプラス390万円という形で補正という形であげさせてもらっております。

内容については以上のような形になりますので、御審議のほう、よろしくお願ひします。

榎橋委員長 説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、委員のほうから質疑がございましたらよろしくお願ひします。

大畑委員。

大畑委員 まず、最初の収益的収入のところなんですけど、病院の事業収益として外来の患者が、ごめんなさい、単価がふえていたということで、これはわかるんですけども、この4月からの入院管理料、上位を取得しましたので、そちらのほうもふえるという見込みでこの間ずっと審査してきたと思うんですけど、その辺は見込んでいないのでしょうか、お伺ひします。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 委員御指摘のとおり、病床を減少させるときに、地域包括ケア病棟につきましては上位の取得基準ということで、昨年、平成28年度の実績人数、入院患者さんの実績人数でいくと、大幅な増額が望めるということで資料等提示をさせていただきました。ところが、4月、5月、6月、状況を見ますと、非常に病床利用率が悪く、5階地域包括ケア病棟への入院患者さんも少なかったという状況で、これまでの累積で見るとかなり減収という形になってございます。ただ、7月中旬以降については、患者さんの伸びというのが見えてきてまして、5階の地域包括ケア病棟については80%、90%台の稼働率という形にもなっております。ただ、これまでの減収分が非常に多くございますので、トータルすればそんなにふえないだろうということで、今回入院の分についての補正計上はしていないというのが現状になります。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 見込みがちょっと違っていたというかもわかりませんが、今4月、6月の病床利用率が悪くなっているというふうにおっしゃいましたけど、利用率は病床数減っているから、率計算としては上がってくるはずなんです。その率が悪いということは、従来より相当患者数が減っているという解釈でいいのかということをお伺いします。

それと、入院ですから、ほかの病棟も含めた、急性期も含めたところも関係しとるのかなと思うんですけども、急性期が相当経営状態が悪いというふうになってしまうんですけど、その辺との関係はありますか。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 委員御指摘のとおり、205床のときと現在稼働しているのは192床ですので、単純に分母が減った分で見ると4%、有利になったというふうに捉えることができます。ただ、それよりも非常に病床率が悪くて、本当に患者さんの数が大幅に減っているというのがお見込みのとおり回答という形になります。

急性期につきましても、御指摘のとおり、非常に7月中旬ごろくらいまでは40%とか、50%というふうな稼働率でございましたので、患者さんが減っているところが非常に病院の収益に対しては悪影響を及ぼしているという状況になっております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちなみに、急性期のほうはどのくらい落ち込んでいますか、当初の予算から言うと。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 予算のときに、急性期と地域包括ケア病棟で病床の目標はちょっと分けていなかったもので、急性期だけでちょっとどうかという資料はないんですけども、見込みでいうと、20%程度は落ちていると僕のほうでは感じております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。それに対する議論はまた別の機会にせないかんと思うので、随分厳しいという状況はわかりました。

もう一点よろしいでしょうか、続けてよろしいですか。

榎橋委員長 はい。

大畑委員 その下の委託料の関係なんですけども、先ほど循環器、姫路循環器病院への委託というふうにおっしゃいました。循環器内科について来てもらっているわけですね、宍粟に。それを月2回から今度1回に減っているという、この辺の理由をちょっと教えてください。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 循環器内科につきましては、姫路の循環器病センターと委託契約を結びまして、月2回、医師を送っていただいております。ところが、皆さん御存じのように、姫路のほうに大きなまた今度製鉄記念広畑病院との統合病院ができます。今来ていただいている先生等が今度そちらのほうのチーフになって向こうの受け入れ準備とか、いろんな体制を整えていくということで、向こうの責任者にならないといけないというふうなお話がございます、申しわけないけども、総合病院については1回という形で減らさせていただきたいという要請がありまして、今回減るということになりました。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 製鉄病院との関係というのはそうなのかもしれませんが、宍粟市の患者さんにとって特に高齢の患者さんについてはこういう専門的な循環器、特に、必要なんじゃないかなというふうに思うので、減った場合にどこか代替措置とか、そういう必要性があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は減ったままで大丈夫なんですか。また、外来患者が落ち込むとか、そういう問題につながっていかないのかなという心配があるんですけど、いかがですか。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 おっしゃるとおり、循環器病センターの先生につきましては、予約診ということで、宍粟の方がわざわざ姫路まで行かなくても予約をして、こちらで診察が受けられるということで、いいということで患者さんからも評判がよかったんですけども、今回このようなことになってしまいました。また、外科手術のときには、事前にちょっと心臓に負担がかかるような場合は、循環器病センターの方に助言をいただいて、手術をしていたというふうな実情もあるので、一人減るということは本当に大きな打撃ということになっております。院長のほうにつきましても、やはり何とか確保したいということで、いろいろ動いては

いただいているんですけども、姫路循環器病センターについてはやはり大きな統合ということで無理だというふうな話なので、今後、引き続き病院としても何とか確保できる方法がないかということについては引き続き考えていきたいとは思っておりますが、今のところはなかなか見込みが立っていないというのが実情となっております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 苦しい事情はあるんだろうと思うんですけど、この時期に委託料減額しなくても、やっぱり次の代替を考えていくということをしながらか、もう少し先でもよかったんじゃないかなと僕は思うので、こういうときに、9月の段階で出してきたということはもう今言われたような次、代替案を探すという意味がないんじゃないかなというような気がしてしまうんですけど、本当に重要な、病院にとって打撃が大きいというふうに思われるのであれば、真剣に代替を探してもらいたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 おっしゃるように、この時期が適切かどうかという部分については、おっしゃるとおりだとは思いますが、やはり予算には関係なく、医師の確保ということにつきましては、これまでも、またこれからも積極的に取り組んでいきたいと思っております。ただ、非常に医師の世界というのはややこしいといえますか、難しいルールがありまして、大学とか、病院とか、そのルールから外れたところから先生を呼んでくると、今いらっしゃる先生が来ていただけなくなるというふうなこともありますので、ちょっと予算には関係なく、引き続き動いていくという形でちょっと御了解はいただきたいと思っております。

榎橋委員長 いいですか。

ほかに。

山下委員。

山下委員 1ページの支出のところの下の補正理由のところ、職員数、増減及び外来診療日変更に伴う補正ということで、この職員数が医師は3名ふえています、看護師が4名減っている理由というのはどういうことなのか教えてください。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 医師につきましては、内科医であったり、産婦人科医であったりという形で予算時期とやはり先生が来ていただけるという決定

時期が違いますので、最終的に来ていただけた先生の分を増額をしております。看護師につきましては、やはり総合病院の、例えば、救急体制が自分が望んでいる高度急性期とはちょっとかけ離れているとか、そういういろんなやはり思いも持たれていたり、やはり自分は看護師に向いていないとか、そういういろんな個人的な事情がございますので、そういった形でやめられているのが原因としてはほとんどという形になっております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 そういった形で看護師さんがやめられているわけなんですけれども、その下の外来診療日というところで、耳鼻咽喉科、あるいは、眼科、呼吸器内科等ふえておりますが、それは看護師さんという、看護師さんが毎週開かれる科でない場合、かけ持ちみたいな形でされているのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 外来につきましては、毎日ある科、毎日ない科とかございます。当然かけ持ちでもやられていますし、外来が手薄なときには病棟のほうから応援という形もとらせていただいております。また、かけ持ちとか、応援で賄えない部分につきましては、臨時職員の採用とか、正規職員の増員という形で訂正な人員確保しながらやっていくという形をとっております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 その診療科が開かれるときのみのかけ持ちというのは、結構負担になるというようなことを看護師さんから聞いたことがあるんですけれども、そのような意見はないんですか。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 外来のほうからは、いろいろな意見をいただいております。例えば、泌尿器科の処置をやられている外来担当の方がいきなり例えば整形の処置ができるかということ、なかなかやはり教えてもらわないとできないという形で、外来の人数が少ない中で指導体制がうまくいかないというふうな御意見もいただいております。今、看護部長を中心にそういったことに対してどういうサポートができるかということで話し合ってもらっているのが現状となっております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 そういったこともあるのかもしれないですけれども、医師同士の連携、あるいは、看護師と医師との連携、あるいは、他の専門職との連携というところで、

十分ではないというようなところが前回、話になった部分があるんやけども、何かそういうところが結構見受けられたり、あるいは、研修というか、そういったところでトップの人を中心にされているということなんですけれども、どういったような指導がなされているのかというところが他の病院に比較してこれで大丈夫なのかというような声を市民から結構聞くことがあるんですけど、そういうようなところで、もう少し病院内改革というか、そういったことをしていこうというような話等は出ていないものなのではないでしょうか。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 医療スタッフの連携であるとか、看護師の技術向上については内部研修、これまでも行っております。ただ、若い看護師からは、そういう研修が多過ぎるとか、そういう発言もいただいている中で、どういうあり方が望ましいかということをしていろいろ話し合っているところにはなります。また、昨年からは、今までは県の看護協会に行かないと受けられなかった研修を当院のほうでウェブでできるような体制をとって負担軽減を図ったりはしているんですけども、なかなかおっしゃるように、ヒューマンエラーが起きるといふこともあります。そういったことについてはより踏み込んだ研修をどうしていくかというのはまた看護部等の課題と思いますので、看護部とも相談しながらまた次の機会にでも報告をさせていただきたいと思います。

榎橋委員長 ほかはどうですか。

大畑委員。

大畑委員 ちょっとだけ気になったんですけど、先ほど看護師の退職している理由のところ、少し気になったんですけど、お医者さんにしても、看護師さんにしても、急性期だったり、あるいは、高度急性期という、そういう方向に自分のところの医療技術みたいなのを磨いていきたいとか、看護にしてもそういうことを専門的にやりたいと、要はスキルアップしたいという気持ちはよくわかるんですけど、総合病院の、宍粟の総合病院の役割とか、それを求めているものをやっぱり看護師さんにしっかり伝えていくというか、採用のときにもそういうことをしっかり話をして、長く勤めてもらう看護師さんみたいなものを育成せなったら、そんな自分の思うどおりにいかんからとどんどんやめられていくと、やっぱり大変なのは患者さんなので、その辺の看護師さんに対する募集の仕方とか、あるいは、今勤めておられる方への働きかけ、研修みたいなものはどのようにされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

榎橋委員長 船曳次長。

船曳総合病院事務部次長兼総務課長 今おっしゃられたように、総合病院がどういう位置づけの病院であって、どういう医療を目指しているかということにつきましては、就職されたときの研修でも周知をしておりますし、看護部が間、間で行っている集合研修とか、そういった中でも伝えてはいただいているとは思いますが、ただ、どうしてもより高いレベルを求められる方というのはいらっしゃいますので、そういった形の看護師さん、とめることはできないということと、やはり実際勤めてみて、看護師そのものが自分にはなじまないということでやめられる方もあります。ただ、そういった方をできるだけフォローして、長く勤めていただける体制をとるということは当然必要なことですので、先ほども言ったウェブ研修でより身近な場所で研修ができる体制をとったり、託児所の配備もそうですし、また、子育てとか、いろんな部分の制度の周知、そういうものも図りながら、少しでも長く勤めていけるようにということで日ごろからお話はさせていただいているところになります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう研修とか、本当に地域の医療として担ってもらえるという人をぜひ育成してもらいたいと思うんです。この間、総合病院にはいい医師であるとか、看護師を確保するために託児所も設けたり、あるいは、寄宿舍でしたか、そういうものを整備したりということで、相当な公的資金が投入されていっとるわけですから、そこをやっぱりしっかり考えていく必要もあるんじゃないかなと思うので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

榎橋委員長 志水部長。

志水総合病院事務部長 大畑委員さんおっしゃるとおりであると思います。大病院などは、特に病院自体で看護師の研修、養成所みたいな学校をつくっておられます。なかなか当病院等ではそこまではなかなか財政上難しいんですが、おっしゃるように奨学金という形での勉強への支援をさせてもらってしまして、去年も奨学生のうちの採用試験もしました。そういった中で、総合病院というのはどんな病院とお考えですかと、また、あるいは、総合病院はこうですよというような説明をしながら、その上で十分理解していただいた上で勤務していただけますかということは当然最初に確認して採用するんですが、なかなか今次長が言いましたように、合わない方もいらっしゃいます。

それから、中途採用のケースの方々が子育てを一旦終えられて、再度挑戦しようということで試験を受けていただける方もいらっしゃいます。そういう方々は前の

勤務体制、自分が勤務していたところの経験、また、自己のいろんな積み上げをもとにされて受けていただくケースもあるので、そこはやはり総合病院のやり方を理解して勤務していただかないと、いろいろとトラブルが起きると思うんですけど、その点はどうですかということも十分確認した上で採用しているんですが、いろいろと今おっしゃったように、なかなか看護師全体の意思統一ができていない部分もあります。これはもう常に看護部長も頭を悩ましているところではあります。引き続きそういう私どもは今年も10人程度は卒業しますので、そういう奨学生が卒業しますので、ぜひそこらは最初から、言葉は悪いですけど、鍛え上げるというか、病院は、総合病院はこうやでというので先輩から教えていくという、採用してからのそういう勤務で教えていくということも今後ますます必要になるんじゃないかなと思っていますので、頑張っていきたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 いかがですか、御質問ありますか。

86号議案の補正予算はよろしいでしょうか。

分科会を終了いたしまして、普通の常任委員会へと移させていただきたいと思えます。

午前 9時28分休憩

午後10時45分再開

榎橋委員長 皆様、こんにちは。台風21号も本当に心配しておりましたけれども、何事もなく安堵しております。でも、日本列島は大変なことになっておりまして、けさほどは北海道で地震もありましたし、大変な状況でございます。宍粟市においても本当に安全・安心なまちづくりに頑張っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより、市民生活部の審査に移りたいと思えます。

まずは、分科会のほうから始めていきますけれども、第71号議案のほうからよろしく願いをいたします。

説明のほうを簡単にさせていただきますか。

前川次長。

前川市民生活部次長 それでは、分科会のほうから説明をさせていただきます。

まず、第71号議案の部分でございます。

環境課では、歳入のほうでは災害復旧に伴いまして補助金のほうが入って、計上

させてもらっております。それと、歳出につきましては、資料のとおり、需用費から負担金までの形で計上をさせていただいております。

それで、申し訳ないんですけども、今回、本日、当日と配付部分ということで、分科会のほう、追加資料を1枚添付させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

その中でございますけれども、今回、論点整理表のほうで提出をいただいております部分の御説明をさせていただきたいなと思います。本日お配りさせてもらっております資料のほうに書いておりますとおりでございますが、一般会計補正予算の中の民生費、災害救助費の災害救助費委託料ということで、合計で1,381万4,000円の計上をさせていただいております。この内訳でございますが、まず、災害廃棄物収集分別等の業務委託料ということで、これが38万8,000円、これにつきましては、市内、各廃棄物集積箇所で搬入、集積されました災害廃棄物につきまして、不燃、可燃、リサイクル、リサイクル家電等に分別を行う業務でございます。現在のところ、委託業者というところは未定ということになっておりますが、市のほうで緊急にまず下三方、千種等々をこちらの直営ということで片づけをさせてもらった中で、業務をさせていただいておりますので、今のところは契約をしていないという状況でございます。

続きまして、災害廃棄物収集運搬等業務委託料ということで、これにつきましては1,277万2,000円を計上させてもらっております。委託業者につきましては、現在選定中でございます。まず、災害廃棄物の可燃物、それと、不燃物につきましては、先ほども申しましたとおり、宍粟市のほうでまずは片づけをさせてもらっている部分、ここにつきましては、にしはりまのクリーンセンターのほうに搬入をさせていただいておりますので業務委託を締結をしております。ただ、今後なんですけれども、現在、波賀の集積所のほうに全壊が4件、それと、半壊が2件、約360トンの家屋の被災の家屋ごみのほうが集積をされております。これにつきましては、家屋の解体をしたごみ、木材でありますので、現在もうリサイクルができないかなということも確認をさせていただきました。ただ、その中で、土砂等が附着している部分なので、リサイクル業者のほうではちょっと受け入れができないなという判断となりましたので、現在兵庫県内で一般廃棄物の処理施設を所有しているところというのを当たっております。今現在確認しているところであれば、兵庫県内に一般廃棄物処理の埋設等ができる場所は1件しかないのです、そちらのほうにお願いをするようなことになろうかとは思いますが、現在、調査中ということでできる

だけ早いうちに確定をさせていただいて、その部分も搬出のほうをさせていただきたいなと思っております。

続きまして、3番目の災害廃棄物の仮置き場管理業務委託料でございます。これにつきましては65万4,000円を計上させてもらっております。これは、委託業者ということで、宍粟市のシルバー人材センターのほうに一宮町の下三方の集積所及び波賀町の波賀の森林組合の貯木場のところに詰めていただいた部分でございます。

内容といたしましては、市内の指定災害廃棄物集積所において、被災者からの搬入された災害廃棄物の部分を施設内で分別をさせていただいておりますので、そのところに集積の案内及びまず入退場の管理ということでその分を業務委託をさせてもらっております。これにつきましては、一宮、波賀で7月31日までということで、現在はもう集積だけということになっておりますので、現在は終了している状態でございますが、あと小原地区、一宮町小原のほうにまだ全壊の家屋がございます。これにつきましては、個人から出てくるんですけども、その分がまだ日程等が確定をしておりません。これが確定をし次第、業務委託なりが必要になれば、そういうところで対応させていただきたいなということで計上をさせていただいております。

以上で、第71号の説明を終わらせていただきます。

榎橋委員長 第71号議案の説明をいただきました。

質問はございますでしょうか。

山下委員。

山下委員 論点整理表で質問を出させてもらっていて、それで、今質問、答えてくださった件で、前よりははっきりとわかるようにはなったんですけども、あとの1,277万2,000円、この予算がついているところで、現在兵庫県的一般廃棄物の埋設の施設1件を調査中やということで、その後、どのような形でこの予算が使われていくのか、選定中と書いてあるんですけども、こういった形になっていくのかというのを教えてください。

榎橋委員長 前川次長。

前川市民生活部次長 現在選定中ということで、ここの業者につきましては、大栄環境という三木市にあります業者でございます。これにつきましては、兵庫県内で一般廃棄物処理施設ということで最終処分までをできる施設として許可が出ている、兵庫県が許可を出している部分がここ1件しかないということでございます。全国を調べればいいんですけども、そこまでの運搬距離等々を考えれば、まずは市内

と考えたんですけども市内はなかったと。それで、兵庫県内ということで今選定をさせてもらっていると、それで、1,277万2,000円という計上をさせてもらっておりますが、これにつきましては、1トンが3万1,000円で計算はさせてもらっております。運搬と、それから処理にかかる費用ということになるかと思えます。今想定で412トンという形で計上させてもらって、これはちょっと計算のほうはこちらのほうでさせてもらっているんですけども、大体被災家屋が何件で、それで約何トン出るかというような計算をさせていただいた中で412トンという計算がありましたので、その部分で予算計上させてもらっておりますが、今回少し出ている量が多いのかなとも思えます。ただ、できる限り412トンの中で作業をしてもらうというような形で行っていきなと思って、今後契約等をさせてもらいたいなと思えます。ただ、大栄環境というところは処理施設でございますけれども、運搬につきましては、そこが一般廃棄物等々につきましては業務委託を採択できないという絡みがございますので、そこにつきましては運搬業務は運搬業務、それと、最終処分なり、リサイクルする部分はリサイクルする部分というような形で契約をさせていただきたいなということになりますので、1社、もしくは収集が入りますので、最高でも4社程度の契約ということにはなるのかなと思えます。

以上です。

榎橋委員長 よろしいですか。

ほかにはありますか。

大畑委員。

大畑委員 この予算書の9ページに今論点整理表に出していない部分なんですけど、15節の工事請負費のところ、被災住宅応急修理工事費525万6,000円という計上があるんですけども、これと先ほどの家屋、全壊家屋、半壊家屋の家屋ごみの処理の問題と、ここの工事請負でやろうとされている修理との関係性をちょっと教えてもらいたいんです。全く関係ないというんだったらどういうことなのか教えてください。

榎橋委員長 前川次長。

前川市民生活部次長 工事請負の部分ですけども、これにつきましては、災害廃棄物を片づけた後の整備の部分でございます。ここに計上させていただいているのは、下三方小学校の跡地、そのうち60万円だけなので、済みません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 根本的なことを聞くんですけど、先ほどの委託料のところですね、この

災害復興支援のものとしていただいているんですけども、住宅がそういう被災になった場合に、個人で見なければいけない部分と、それから、こういうふうに公的な資金を投入して支援をしていこうという部分とどういうふうに整理がしてあるのか、わかりますか。

榎橋委員長 宮田課長。

宮田環境課長 済みません、失礼します。個人で出される部分につきましては、被災家屋のある場所から私どもが指定した仮置き場まで運んでもらう部分について個人負担で、それから以降の部分については今申し上げた委託料の中で出していただくという考え方でございます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それは全壊、半壊問わず、要するに家屋ごみなんかが集積所へ行くじゃないですか、それは全部自己負担でやらなあかんと。集積所からあと処理するのは行政の仕事としてやりますという解釈でよろしいんですか。

榎橋委員長 前川次長。

前川市民生活部次長 こちらのほうで一番最初に集積所を選定をさせていただいた中で、ごみのほうはそこへ集積していただければ、そのままこちらのほうで処分をさせていただきますというような形で自治会なりに御案内をさせていただいております。ただ、その中でもよく出さない部分ということがありました。河原田なんかでそこまでちょっとよう持っていかんわということであれば、緊急ですけれども、その中で自治会等に指定場所というのをつくっていただいて、そこまで置いていただければこちらのほうで持って行きますというような形でも対応はさせていただいております。

榎橋委員長 平瀬部長。

平瀬市民生活部長 今大畑委員が言われたとおり、個人でやっていただく部分はそういうことで、市がやる分はそうなんですけども、個人の中でやっていただく部分についても今、お手元で見られております、被災住宅等解体廃棄物運搬補助事業であるとか、13だったと思う、違いますか、そういう事業を立ち上げておまして、そういう運搬するトラックであるとか、そういうものをお借りになられた場合の経費については補助をさせていただいて、ストックヤードのほうに搬出していただく支援はさせていただいております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、認識だけのところなんです。この412トンというのは、全壊、半壊とかいう、そういう大規模な被害だけじゃなくて、もっとほかのも含めて全体、集積所に集まったごみ、家屋ごみ全体を指しているわけですね。

榎橋委員長 前川次長。

前川市民生活部次長 はい、計算させてもらっている部分は、全壊、半壊、一部損壊、その部分も計算した中で、この数量が出るだろうというような形で計上はさせてもらっております。

榎橋委員長 よろしいでしょうか、第71号議案の関係、いいですか。

では、第77号議案にまいりますのでよろしくお願いいたします。

前川次長。

前川市民生活部次長 第77号議案でございます。これにつきましては、お手元の資料の2ページになりますけれども、あじさい苑の空調設備の取りかえ修繕ということで、計上額は324万円を計上させていただいております。これにつきましては、あじさい苑が平成2年度に供用開始した中で、空調設備等がだんだんと老朽化をしている段階で、今回、告别式見送りホール、また、炉前のホール等の管理をしている空調機のほうが経年劣化によりまして稼働不能となっておりますので、そこにつきまして空調設備の修繕費ということで、計上をさせてもらっております。

以上です。

榎橋委員長 ありがとうございます。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 市民課分を説明させていただきます。

諸収入の前年度乳幼児医療費助成事業精算県補助金の分からページにしますと3ページですけれども、福祉医療分につきましては、前年度の県からの助成、また、国庫の分もありますけれども、その精算分が今年度入ってくるということで補正にあげさせていただいております。

次のページ、4ページになりますけれども、上段2つが国民健康保険の繰出金になります。上段につきましては、職員給与費分の減額ということで、人事異動に伴う人件費の減額、そして、2つ目につきましては、財政安定化支援事業分の増額ということで、交付金を市が受け、それを国民健康保険の特別会計のほうに繰り出すというものになっております。これは被保険者の年齢構成などによる補正分ということで入ってくることになっておりまして、その分です。また、次3段目が高齢期以降の福祉医療の精算金、その後、後期高齢の健康診査の補助金、その次に広報事

業費につきましては、これも補助金がありまして、前年度の精算金になっております。下から3段目の後期高齢の特別会計の繰出金ですけれども、事務費の精算が少しですがありまして、その補正となっております。下から2段目と一番最後なんですけれども、母子等医療、そして、乳幼児等医療につきまして昨年度の補助金の精算ということで歳入ということに、支出分がありまして支払うことになっております。

以上です。

榎橋委員長 以上、説明をしていただきましたが、御意見はございますか。いいですか。いいですね。

次にまいります。

第78号議案。

中尾課長。

中尾市民課長 第78号議案ということで、国民健康保険事業の特別会計補正予算ということで説明をさせていただきたいと思います。

5ページになります。

一番最初、歳入の部分ですけれども、1段目、2段目の保険給付費等交付金につきましては、交付金の費目が保険者努力支援の部分につきまして465万2,000円分が費目が変わったということでマイナスとプラスで財源振りかえをさせていただいております。3段目、繰入金につきましては、人件費分の繰入金ということで、先ほど一般会計のほうからのものを入れさせていただきます。4段目の繰入金につきましては同じく一般会計でありました財政安定化支援事業繰入金の増額、そして、5段目ですが、療養給付費等交付金繰越金ということで、昨年度の療養給付費を精算されまして、前年度の繰り越しとして入ってくるものです。繰越金として置いているものです。そして、最後が繰越金で、その他繰越金ということで、全体の差になります繰越額をその他繰越金として前年度繰越金1億863万円ということで歳入に置かせていただいております。

歳出につきましては、1段目、一般管理費の給与手当は先ほど言いました人件費の減額分、2段目につきましては、一般被保険者に対する医療給付分なんですけれども、これが一般財源から特定財源への振りかえがありまして、補正としてはありませんけれども、財源振りかえをさせていただいております。それと、3段目ですけれども、基金に1億1,194万1,000円積み立てたいということでしております。最後に償還金としまして、前年度の療養給付費と精算返還金ということで、療給のほ

うへ返すお金、そして、普通交付金返還金ということで、このお金につきましては、本年度の第三者行為、また、資格喪失後受診、それと、先日ありました大雨災害による一部負担金の減免に係る県への交付金の返戻分として100万円を見込んだものとなっております。例えば、災害減免の場合は保険給付費で10割分を市から医療負担をしまして、その費用分につきましては、普通交付金として県からいただいていることになっております。災害分につきましては、国のほうから10分の10見るということで、この医療の被保険者負担分の3割分が特別交付金で別に市のほうへ入ってくるという仕組みになっておりますので、県から10割いただいておりますので、県へその3割分、特別交付でもらった分をおさめるという意味合いのものがこの普通交付金の返還金ということで入っておりますので、ちょっと額は最後未確定の部分ですけれども、100万円として見込ませていただいております。また、その上の上段の積立金なんですけれども、御承知いただいておりますとおり、国保会計におきましては、積み立てがこれまで基金がありませんでした。いろいろな御意見もいただいたところではあるんですけれども、やはり県と一緒に財政運営するということがあったということはあるんですけれども、安定した国保会計というわけには至っておりません。それで、県のほうからも不足がある、県の基金を使って財政運営もできるということにはなっているんですけれども、年度後半に急遽お金が、医療費が高額になったような場合は、市のほうで一旦基金などで賄うようにと、予備費で今回置いていただいている分もあるんですけれども、市のほうで一旦賄って、翌年度に県のほうから入れましょうというような仕組みもあります。その中で、予算説明の折には基金で対応するということも受けておりました、また、5月に開かせていただきました国保運営協議会でも安定した財政にということでもしておりますので、基金のほうへ積みかせていただきたいなと考えております。

以上です。

榎橋委員長 説明いただきました。

こちらのほうはいかがですか。

大畑委員。

大畑委員 基金積み立ての件なんですけど、これは財政の安定のためと言われてるのはわかるんですけど、取り崩す場合の基金の取り崩しに関する条例みたいな、何が決まりはあるんですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 取り崩しの決まりはちょっと私が確認しておりません。多分ないの

ではないかと思われるんですが、確認させていただきます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 基金全般のことをちょっと理解できていないのであれなんですけど、財調なんかはちゃんと条例で決まっていますね、こういう場合、災害のときとかいろいろ一定の要件があります。通常足りないからというだけで簡単に事務方が勝手に基金を取り崩しなんていうのはなかなかしてはいけないことだろうというふうに思うので、ちょっとこれは調べて、ほかがどういうふうに行っているのかというのを調べていただきたいなと思うし、一定基金のルールみたいなのはきちりしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。でないと、やっぱり国保に加入しているものから言うと、1億円から繰り越すんだったら、保険税をもう少し何とかしてよという思いが出てきますので、その辺の説明が十分できるようにお願いしたいなと思います。

榎橋委員長 平瀬部長。

平瀬市民生活部長 市のほうでたくさんの基金を持っておりますので、全てについて基金条例を制定しておりますので、その中で用途の部分も明確にされている部分もございます。今御質問の国保の基金のこと、大変申しわけございませんけど、ちょっと確認をさせていただきます。

榎橋委員長 調べていただいて、また御報告を。

ほかにありますか。ありませんか。

じゃあ、次第80号議案にいかせていただいていいですか。第80号議案、後期高齢者医療。

中尾課長。

中尾市民課長 失礼します。最後の6ページになります。

後期高齢者医療の特別会計補正予算です。1段目につきましては、前年度事務費で少し差がありましたので、その減額となっております。2段目につきましては、前年度の繰越金ということで981万5,000円ということになっております。

歳出につきましては、上段が特定財源から一般財源への財源振りかえということで、一般管理費、事務費の中で行っております。2段目の歳出につきましては、事務費繰入金の減額分を差し引いた前年度繰入金を納付金に充当するものということで補正理由しておりますけれども、前年度繰越金ということで981万5,000円ありました。その中で事務費分を差し引いて981万1,000円、この分の繰り越しに係る分につきましては保険料相当分でありますので、後期高齢のほうにおさめるという意味

で納付金で支払うという形になっております。

以上です。

榎橋委員長 第85号議案はいかがですか。

林委員。

林委員 この広域連合の納付金というのはもうこれが決まっておったんやね、9811というのは、それに合わせるために事務費の繰入金を減額したということ。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 県の広域からも県下一斉に事務費分と納付金分ということが通知が来たりもするんですけども、前年度のこの特別会計というのが保険税の入り繰りをさせていただく会計になるんですけども、その分で歳入で前年度繰越金の分は全て保険料に係るものということで、おさめるということになっています。こちらで、市のほうで特に何かをすることではないと思うんですけども、済みません。

榎橋委員長 林委員。

林委員 これは4,000円だけやろう、減額。またこれは最終的に平成30年度ずっと運営していったら、一般会計繰入金が増加になることが出てくるおそれがあるんじゃないか。そういうことになってきたら、何か決算上おかしいことになれへんかなと思って。こうせざるを得んのやったらしゃあないんやけども、減らしておいてまたふやすというようなことは予算上、ちょっとおかしいことになるやろう。そういうことが起きへんかなと思って言いよるんやけど。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾市民課長 これは全て前年度の分に対しての繰入金ですので、先ほどおっしゃいましたように、今年の動きにつきましては、同じく来年度の予算の中でまた補正をさせていただくような流れになるかと思っています。ですので、今年度の動きで今後動くということはありません。

以上です。

榎橋委員長 そのほかありますか、いいですか。

それでは、分科会のほうは終了させていただきまして、常任委員会のほうに移らせていただきますけれども。

午前 11時15分休憩

午後 1時10分再開

榎橋委員長 それでは、皆様、こんにちは。本日未明ですけれども、北海道で地震が発生をいたしまして、本当に広範囲にわたって被害が出ております。状況がまだ把握できないような現状でございますけれども、宍粟市におきましても、地震となると何か本当に備えをちゃんと万全にしていきながら、これから日々過ごしてまいりたいなと決意した次第でございます。

それでは、ただいまより、健康福祉部の分科会のほうを始めさせていただきたいと思っております。

それでは、第71号議案のほうからまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

世良部長。

世良健康福祉部長 まず、分科会からの審査をよろしく願いいたします。

本日の資料でございますが、その中で2点、訂正と差しかえをお願いしたいと思います。

まず1点目、資料の1ページでございます。分科会資料の1ページの専決補正資料、健康福祉部、社会福祉課の歳出でございます。歳出の下の段、民生費、災害救助費の災害援護資金貸付金、こちらの補正内容のところの説明でございますが、前回5戸となっておりますこの全壊が前の回ではございません。全壊、全く壊れるの全壊のほうに訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それから、6ページでございますが、こちらにつきましては、6ページの21、22、一番下の段のところ、補正理由の訂正がございまして、本日差しかえ資料をお配りさせていただいております。補正の理由のところを訂正ということでお願いしたいと思います。

以上、2点でございます。よろしく願いします。

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、第71号議案のほうを説明をお願いしたいと思います。

こちらのほうで、皆さんが質問のほう、ありましたらお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 分科会資料の1ページで、今の全壊のところの話なんですけど、災害援護資金貸付金という歳出項目が入っているんですけども、よく理解ができていないんですが、貸し付け以前に被災者の生活再建支援制度というところで生活や住宅再建の支援とかいうものが別にあるというふうに思うんですけども、その辺はどのように整備されて最終的に貸付金ということになったのか、御説明いただきたいんで

すけども。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 宍粟市では、この7月豪雨に係る各種支援制度のことにつきまして、発災後、支援の方針及び制度がかたまったものから支援のしおりというものをつくって市民に提示し、また、災害対策本部で決定後、以降、制度が確立したものについて追加して、皆さんにお知らせをしておりました。その中で、今の委員のほうから言われました、一番今回の補正予算に係る貸付金以外のもののベースのところからのお話ではないかと思うんですけれども、災害援護貸付金のほかに、復興のしおりでは、復興の支援制度では生活福祉資金の貸し付け、また、住宅再建の関係の被災者生活再建支援制度というのがまちづくり推進部であります。現在、社会福祉課及び社会福祉協議会のほうで担当しておりますのは、災害援護に係る資金の貸し付けであったり、生活福祉資金の貸し付けです。生活福祉資金の貸し付けは社会福祉協議会が窓口となってその貸し付けを行っております。

どうでしょうか、次々説明させていただいたらよろしいでしょうか。

大畑委員 また様子見ます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと生活の再建とかという中にも家屋のことも入るんですけど、今回は全壊、半壊という大規模な被害を受けているところについて、まず、家をどういうふうに建て直していくのかということですよ。そこで、これは多分ハードの分の資金の貸し付けかなというので私は思ったわけです。また、日常生活、いろんな備品をそろえていったりとか、日々の生活については福祉資金とかの貸し付けがあるんでしょうけど、そういうまずお住まいのところを建て直していく場合にどういう制度があって、今言われたまちづくりと役割分担があるんかもわかりませんが、その辺がどのように市の中で整理をされてここに落ちついたのかということ伺いたいです。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず、先ほど少し生活福祉資金の話をしていただきましたが、この災害を発生した中で、生活、経済に係る分についての貸し付けというのが生活福祉資金ということで区分をされております。それは社会福祉協議会が窓口となり、貸し付けを行っております。金額については最高が150万円という制度です。これは生活福祉資金の貸し付けという制度がございます。

もう一つ、災害援護資金というのがございまして、それはこの社会福祉課が担当

をしております。建物の貸し付けの限度額はあるんですけれども、まず、建物そのものに充当するというよりも、災害援護資金は福祉資金とちょっと性質的にダブっているところがありますけれども、災害援護資金は災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活を建て直しに資するため、援護資金の貸し付けを行います。ただ、援護資金の貸し付けの基準というのは世帯主が1カ月以上負傷した場合、それでもって、家屋に被害があるかないかによって貸し付けの限度額が変わってきます。そして、それに関連しておりますが、所得の制限もありまして、けががあつて家屋の被災状況、そして、その所得制限により貸し付けの限度額が変わってきます。それが災害援護資金という貸付制度です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 制度全般のことはいいので、今回対象になっている、全壊5戸、半壊3戸、これについて具体的に、誰がとかはいいから、それで、もうちょっと言いますと、要はフェニックス共済とかいう今まで個人の住宅なんかには何も保険制度なかったけど、阪神淡路大震災以降ですかね、こういう共済制度なんかできて、ある程度それで住宅再建の足しにしたりするような制度もできたりしていますので、そういうことをいろいろ精査しながら、最終的に貸し付けを全部8件の家屋ですか、その対象にこれを充当していますという、そのストーリーをちょっと教えてほしい。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 現在、委員から御質問があつた点について、補正予算の計上の根拠とあわせて説明をさせていただきます。

補正予算として災害弔慰金250万円の部分、これは亡くなられた方に対する御家族への弔慰金であります。続いて、災害援護資金貸付金1,760万円、これは専決補正として予算を計上させていただいておりますが、その根拠に当たっては、発災当時、7月の発災当時なんですけども、全壊、全て壊れた家が情報により5戸はあるであろうと、あと半壊も3戸あるであろうということで、その専決補正というのは支給を、あらかじめの予算として予算を確保したもので、実際の被災状況はその後の御家族の申請によって何件か出てくるものと思っております。予算は確保し、被災の状況を各市民の皆さんが市に報告をされ、被災の判定に行ったところ、それぞれの被害の家屋によって判定が出ました。その上でなんですけども、この災害救助費で予算化をしております災害援護資金の貸付金、専決予算として計上しましたが、現在この資金の貸し付け申請はされておられる方はいらっしゃいません。被災

はありますけれども、被災家屋はありますけれども、その申請者として申請された方はないというのが今現在の現状です。それぞれの皆さんが御自分で民間の建物共済であったり、フェニックス共済等に参加されて、お金も受給されているかもしれませんが、その内容についてわかりませんが、この貸付金制度としては、制度としては事前の予算を立てましたけれども、実際の利用とまでは今回の被災については至っていないというところで説明させていただきます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 実際にこれを使われるということじゃなしに、制度があるから、予算だけ確保していこうという話なんですね、そういうことやね。

それで、貸付金の対象は、宍粟市民という定義があったように思うんですけども、これは確か間違いがなければ、別荘とか全壊したんじゃないかなと思うんですけども、その辺で市民であるとか、ないとかというのが一時議論がありましたけど、そのあたりの考え方はどういうふうに整理されたんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この制度については、最初のくくりが市民を対象にした制度でありますので、別荘等をお持ちの方についてはこの貸付金制度の対象となっていないという制度のくくり、最初のつくりがそのようになっておりますので、実際に別荘家屋が被災された方については少し心中穏やかでないというようなことがございました。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、穏やかでないということは対象になっていないということなのに、なぜ補正の根拠として全壊5戸になっているのかというのはよくわからない。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この根拠というのは、専決で補正予算の計上するときに当たりまして、目視により全壊であろうというところを見た上での判断、あらかじめの予算でありまして、実際にそれが半壊と判定されるかどうかというのは少しそれはわからない、判定会議を経ておらない中での予算計上でありますので、あらかじめの予算として発災及び見分の状況で計上したというところですよ。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、ごめんね、細かいこと聞いてあれやけど、確か新聞報道とかいろんな報道からいうと、全壊5戸のうち大半が、大半といたらおかしいな、半数以上が今心中穏やかじゃないというところの住宅だったように思うので、そこは対象になっていなかったら、それ以外で全壊ということが情報としてあったということになりますよね。それはどの地域だったんですか。

榎橋委員長 橋本次長。

橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この予算の計上のときには、市民の御自宅かどうかということじゃなくて、物的に家屋が倒壊しているかどうかという情報でもって予算を計上しております。その中で、5戸はそのときの情報で全壊に相当するだろうということで、判定会議の前でありましたけれども、計上してさせていただきました。その方が市民登録をされているかどうかというところの情報までは押さえておらず、5戸ということで計上しておりますので、実際の申請に当たり、市民である条件があったということで、申請ができなかったという家庭は何戸かあるかと思えます。

以上です。

榎橋委員長 ほかにはありませんか。第71号はよろしいでしょうか。

次にまいります。

第77号議案のほうにまいりたいと思います。

じゃあ、説明をお願いできますか、第77号議案。

世良部長。

世良健康福祉部長 2ページをお願いいたします。

まず、民生費の社会福祉総務費でございますが、こちら生活困窮者自立支援事業関係に関するもの、また、子ども及び老人の遊び場増設事業、それから、婦人相談員の活動事業、国庫精算、このあたりずっと下まで、下から2段目のところまでは、国庫並びに県費の事業の確定により返還金が生じたものでございます。済みません、上から3点目の子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金につきましては、事業申請の希望、この自治会が当初見積もっていた、ほかに新たに生じたものによりまして29万7,000円の補正を行っております。それから、一番下、民生費の災害救助費につきましては、ボランティア災害共済掛金の補助金ということで、今回の7月豪雨災害に係るボランティアがたくさん活動してくださっておりますが、これに関する災害共済の加入に係る共済掛金、1人500円の分を15万円補正をさせていただいております。

それから、3ページでございますが、介護福祉課に関するものでございますが、こちらにつきましては、老人福祉費の国庫返戻金、国庫返還金と県の返還金実績による精算、それから、在宅介護の支援費につきまして、介護保険事業の補正に伴う繰出金の減に伴う補正となっております。

それから、4ページでございます。

障害福祉課に関する補正でございますが、こちらにつきましては、まず、一番上、県支出金の民生費の県補助金につきましては、新規の開設事業所の分の県の補助金ということで、9月に新たに地域活動支援センター事業を開設する事業所が出ております。これに関する補助金の補正でございます。それから、11ページ分の諸収入、過年度収入につきましては、障害者の医療費の国庫分ということで、これは精算による返還金でございます。また、その下の特別障害者手当の給付分につきましても、精算による返還金となっております。

次に、歳出につきましては、まず、一番上から障害児の入所給付費の国庫分、それから、同じく県費分、こちらは精算による、実績による精算返戻金が生じるためのものでございます。それから、その下の障害総合支援費の育休代替臨時職員の社会保険料等につきましては、育休期間の代替職員の代替として臨時職員を雇用するためのものとなっております。こちら社会保険料、その下が臨時職員の賃金分となっております。それから、その下、障害者総合支援費につきまして、流木の伐採業務の委託料としております。こちらは市有地となっておりますさつき園にお貸ししている分ですが、こちらに危険流木がございまして、これを早急に伐採を行う必要が生じたことによる委託料分となっております。それから、その下の障害者総合支援費の地域活動支援センター事業補助金としまして、先ほど申し上げました、新規開設事業分の補助金の補正となっております。一番下でございますが、こちらは前年度の障害者の自立支援給付費の県費負担金の精算に伴う返戻分、こちらを精算分として計上させていただいております。

次に、5ページでございますが、障害者総合支援費の障害者自立支援給付国庫分につきまして、精算による返還金、その下が障害者医療の県費分、一番下が総合支援事業の補助金分ということで、いずれも精算による返還金の補正となっております。

次に、6ページでございます。

保健福祉課につきまして、まず、一番上の児童福祉総務費につきましては、スーパーバイザーの賃金ということで、今年度7月からスーパーバイザーの方に勤務を

いただいておりますが、週3日勤めていただいておりますが、週4日勤務に増加しております。これに伴う賃金の増額となっております。次に、児童福祉総務費のシステム更新事業の委託料につきまして、こちらは家庭児童相談システムの更新につきまして、費用計上を行ってシステムを改編しておりますが、仮想サーバーへの搭載費用がこちらを計上しておりませんでした。といいますのは、この仮想サーバーをこのシステムの中に入れ込むということを想定しておりませんでしたので、予算の計上ができていなかったために新たに補正をさせていただいております。次に、児童福祉総務につきまして、子育て短期の支援分、養育支援訪問分、それから、少子化分としまして、子育て世代包括支援事業の分、それから、その下、子育て世代包括支援事業の妊娠・出産包括支援事業分、そして、子育て支援拠点の子育て支援センター分につきましては、いずれも実績に基づく精算となっております。次に、衛生費の保健事業費、臨時職員の社会保険料と臨時職員の賃金でございますが、こちらは予算計上しておりました職員とは別の職員を雇用することとなったために、社会保険料、あるいは、下の賃金、通勤手当分の増額となったものでございます。

次に、7ページでございます。

これは、以上、一般会計は以上でございます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

委員のほうから質問がございましたらお願いいたします。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 4ページの障害福祉関係でちょっとお伺いしたいんですが、9月から地域活動センターを開設されたのはどこなのかということをお教えいただきたいのと、これの歳出の368万3,000円の根拠をちょっとお教えいただきたいんです。

榎橋委員長 田中次長。

田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 9月から地域活動支援センターの事業を開始されるのは、ひまわりの家でございます。

それからあと、補助金のちょっと詳細な内訳についてなんですが、ちょっと今私手元に資料がございませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。

大畑委員 審査ですので出してもらえますか。何型をされるの。地域活動支援センターの。

榎橋委員長 田中次長。

田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません。一番基本になります10人まで、10人程度のところですから、一番基本になるところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 地域活動支援センター事業補助金交付要綱の中に、補助率、または、補助金額で基礎的事業として幾ら、それから、機能強化事業として1型から3型までありますよね、そのどれが使われていて、こういう金額になったのかという資料を出してもらいたいんですけど。

それで、もう一つは、国県の支出金がちょっとこれではわかりません。計算して、368万3,000円の4分の1が県費かなと思ったんですけど、4分の1の金額でもないんですよね、これは。その辺がわからないのと、総合支援法、障害者の総合支援費の給付事業との関係があると思うので、国費はどうなっているのかという、そのあたりもちょっと聞きたかったんです。

榎橋委員長 田中次長。

田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 地域活動支援センター事業は、これは国のほうの補助は全くございません。あくまでも市と県との補助割合で運営をしているものでございます。基本的には県のほうの補助割合は20%と、つまり5分の1ということになっております。あと、詳細につきましては、ちょっと後日、資料のほう提出させていただきます。

榎橋委員長 ほかありますか。ありますか、次いきますか。

大畑委員 障害福祉課の関係、4ページ以外は歳出だけなんやけど、これは全部一般財源の、財源としては一般財源だろうと思うんですけど、歳入のところは全然出てこへんのやけど。こういう資料のつくり方でいいのかいな。充当財源。

榎橋委員長 大谷次長。

大谷健康福祉部次長 資料のつくり方のところなんですけれども、それぞれ収入として補正予算で計上していないものはこれまでも表としては書かずに、枠をあげていたことかもしれませんが、そういったところは資料には載せておりません。

大畑委員 全部一般財源。

大谷健康福祉部次長 そうです。このたび補正をしたものではありません。

榎橋委員長 よろしいですか。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 この資料の6ページの先ほど説明して下さったスーパーバイザーの件でお尋ねしたいんですけども、このスーパーバイザーになられている方はどのような資格を持っておられるのか、それから、スーパーバイザーとしてこの人のさまざまな指導を受けられる方はどういう方が対象となるのか、教えてください。

榎橋委員長 平尾課長。

平尾保健福祉課長 済みません。スーパーバイザーとしてお願いしておりますのは、児童虐待に係るスーパーバイザーということを中心としてお願いをしております、職種としては保健師になります。元、県の子どもセンターで勤務の経験をお持ちの方をお願いしております、児童虐待の対応に関して市の職員がもっとスキルを上げるということの指導を受けておる状況です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 対象は市の職員ということでしょうか。それで、今までにどのような成果があったのか、お尋ねします。

榎橋委員長 平尾課長。

平尾保健福祉課長 市の職員だけということではないんですけれども、主には、市の職員がその方に対応の仕方の専門的なところを学ぶということにはなりますけれども、実際ケースに対しても当たっていただいておりますので、今のいろいろと児童虐待に関しては市の責務というのがきつくなってきております。いろいろな部分でもっとこういう対応をしたほうが良いというようなことを実際にケースに対応していただいて、手本を見せていただきながら学んでいるような状況となっております。実際にいろいろな支援が要る御家庭に対する対応もそうですし、あと、近年強く言われておりますのが、子どものいろいろな検診等の未受診に対してももっと徹底した対応をしなければならないというような通達も来ていたりとかしますので、そのあたりの対応に関して、市の今までの対応なども見直しながら、今後の少しでもというか、そういう児童虐待を起こさせないような対応ということで取り組んでいることを支援をしていただいているという状況になっております。

榎橋委員長 よろしい。

ほかにございますか。ありません。よろしいですか。

次にまいりますか。

じゃあ、第79号議案のほうでお願いいたします、7ページ。

世良部長。

世良健康福祉部長 資料7ページでございます。

第79号議案に関しまして、国民健康保険診療所特別会計の補正となっております。

まず、歳出につきましては、繰出金ということで、国保診療所特別会計の繰出金ということで人件費の精査による補正となっております。

それから、続きまして歳入でございます。

繰入金につきましては、同じく先ほどの歳出分に相当する人件費の精査、あるいは、繰越金収入による減額等々となっております。それから、その下、繰越金につきましては、前年度収入の、前年度の繰越金の収入、また、医業債につきましては、過疎対策の事業債、医療機器追加購入に伴うものの補正となっております。

それから、その下、歳出でございます。

総務費、一般管理費の人件費としましては、別途総務費での補正となっております。一番下の段は、医療用の機器の購入費、備品購入費としまして医療機器購入、こちらは医療機器の故障によりまして緊急購入による補正となっております。

以上でございます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

大畑委員。

大畑委員 今のところもう少し詳しく説明してもらいたいのですが、どちらの診療所の医療機器が、どんな医療機器が故障していて、どういう対応になっているのか、故障している間、その辺少し詳しく御説明いただきたいです。同等品を買われるのか、ちょっと今の機器と同じようなものを買いかえられるのか、その辺どのようにされるのかちょっとお聞かせください。

榎橋委員長 樽本千種診療所事務長。

樽本千種診療所事務長 今回購入させていただく医療機器は千種診療所の分になります。機器としましては、自動血球ケースCRP測定装置といいます。この機械は血液の主要な要素である血球成分を計測し、これにより貧血であるとか、細菌によるものであるとか、白血球など、白血病などを疑う一つの要素となるものを調べる機械になります。また、炎症反応の強さをはかりまして、こういった疾病というか、病気なのかというのをはかる機械となっております。

この機械なんですけど、最初購入しましてからかなりたっておりまして、購入の計画にもあがっておったんですが、2年前に故障しまして、ちょっとかなりの金額をかけて修繕しました。しかし、また全く別のところが故障しまして、またかなりの高額になるということで、今回購入を決定させていただきたいと思いました。

機械なんですけど、今使っているものと同等の機械を購入させていただきたいと思っております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 故障している間の診察、診療とか、そういうものには影響なかったのでしょうか。

榎橋委員長 樽本千種診療所事務長。

樽本千種診療所事務長 済みません。その機械が故障しまして、以前修繕をしていただいたところに同じ種類の機械を無償で貸していただいています。しかし、会社のほうも貸し出しの期間がもう既に2カ月ぐらいしか貸し出してもらえないということで、修繕するか、購入するかというところでちょっと購入を検討させていただきました。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 2年前から不具合が生じているということやったら、何も補正じゃなくても、当初予算であげてもよかったん違うかなと思うんだけど、その辺は何か、千種診療所。

榎橋委員長 大谷次長。

大谷健康福祉部次長 千種診療所、波賀診療所もあわせまして、高額なものですので、医療機器については更新計画を立てております。これにつきましては、今年更新予定だったんですけれども、故障したということで、先ほどあったように修繕をいたしました。修繕のところで、もう1年もつかなと思ったんですけれども、やはり別の箇所ということで、計画でいきましたら、来年度、新年度予算で計上する予定でありましたけれども、補正という形をとらせていただきました。

榎橋委員長 ほかにはありますか。いいですか。ほかにはございますでしょうか。

ないようでしたら、次にいきます。

それでは、第81号議案にまいります。

説明のほう、世良部長。

世良健康福祉部長 お手元の資料、8ページをお願いします。

第81号議案、介護保険事業特別会計の9月補正となっております。

まず、一番上の段から、国庫支出金、歳入の国庫支出金、地域支援事業交付金につきまして、包括的支援事業及び任意事業交付金につきまして、こちらは人件費に関する分の補正、それから、介護予防支援事業繰越金の補正による国庫負担金の減、いずれも歳出補正に伴う財源の補正となっております。それから、次、2段目でございますが、介護保険システムの改修費の補助金ということで、こちらは介護保険法の改正に伴う介護保険システムの改修に対する国庫補助、こちらも国の内示があったための補正となっております。次に、包括的支援事業及び任意事業交付金につきまして、済みません、県の支出金の地域支援事業の交付金でございます。補正の内容としましては、包括的支援事業費、これは人件費の補正による県負担金の増と、

それから、繰越金の補正による県負担金の減ということで、歳出補正に伴う財源の補正となっております。次に、一般会計の繰入金でございますが、これも地域支援事業の繰入金となっております、人件費と、それから、繰越金の補正による減ということで、歳出補正に伴う財源補正となっております。次に、同じく一般会計の繰入金でございますが、事務費等の繰入金につきまして、これも先ほどと同じく、人件費の補正に伴うものと、介護保険システムの改修補助金の補正による繰入金の減ということで、歳出補正に伴う財源補正となっております。その次、介護保険事業の基金の繰入金につきまして、こちらは歳出補正に伴う財源不足分に係る介護保険事業基金の繰入金の補正ということで、これも歳出補正に伴う財源補正となっております。次に、介護給付費の繰越金につきまして、こちら前年度の繰越金ということで、前年度繰越金介護給付費分の補正、平成29年度決算に伴う繰越金の補正となっております。その次のその他の繰越金、こちら前年度繰越金、介護予防支援事業に係る分の補正となっております、決算に伴う補正となっております。一番下の段でございますが、こちらは同じく繰越金に伴うものですが、事務費等の繰入金分ということで同じく決算に伴う繰越金の補正となっております。

次に9ページの歳出分でございます。

まず、一般管理費につきましては、職員人件費でございます。こちらは別途総務課で職員人件費の補正がございますが、319万5,000円の減額がございます。次に、2段目でございますが、臨時職員の社会保険料、こちらは事務職員の2名分の補正による社会保険料の増額、業務量に合わせて臨時職員を増員したものでございます。その下の分が賃金分となっております。それから、その次、同じくこちら認定調査等費ということで、同じく臨時職員賃金でございますが、こちらは認定調査費に係る職員、介護認定調査員の1名分の賃金、こちらの補正によるものでございます。業務量に合わせて臨時職員を減員したものでございます。次に、保険給付費、居宅介護サービスの給付費でございます。こちらは保険給付費の過不足の調整ということで、四半期の利用状況から給付費が充足する見込みのために補正を行っております。同じ理由でその下、居宅介護福祉用具の購入費、また、介護予防サービス費、それから、介護予防住宅改修費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、こちらいずれも四半期の利用状況からの見込みにより補正となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

地域支援事業費の包括的支援事業費、職員人件費、こちらは先ほどと同じ総務費で計上しておりますものでございます。諸支出金の償還金につきましては、科目設

定分を減額しております。それから、償還金でございますが、前年度の介護給付費負担金の精算返還金としまして、国庫分と県費分、実績による精算をしております。こちらその下、地域支援事業の負担金の精算、それから、介護給付費交付金の精算分の返還、地域支援事業支援交付金精算分の返還、いずれも実績による精算分を補正となっております。

以上でございます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

説明いただきました。

委員のほうから質問はございますでしょうか。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 もう少しちょっと詳しく教えてください。

9ページの歳出、介護保険の歳出のほうなんですけども、居宅介護サービスで実績が少し落ちてくるという、具体的に居宅介護サービスの何が見込みと違ってきたのかということで、逆に、介護予防サービス、これは増えてくる要因は何か、具体的にちょっと教えてください。

榎橋委員長 小椋課長。

小椋介護福祉課長 居宅介護サービス費のマイナス1,680万円という部分なんですけれども、この部分については給付費全体の中でちょっと調整をさせていただいたということでのマイナスとはなっているんですが、その要因としまして、4月から6月までの3カ月を見て、12カ月分を推計した中で、下記の居宅介護福祉用具購入費から高額医療合算介護までの費用が不足するのではないかと、今の段階ですけれども、そういう見込みの中で補正をさせていただいた。全体としては足りそうなので、居宅介護サービス費から調整をさせてもらったという、差し引きゼロ円での組みかえということです。現段階で高額介護サービスなんかは既に流用しているような状況なので、余り流用ばかり頼るんじゃなくて、補正にあげてというようなところなんです。一つ、介護予防サービス費については短期入所とか、通所リハのところはちょっと不足みだということで、今の段階での見込みによる補正ということです。

榎橋委員長 いいですか。

大畑委員。

大畑委員 全体の話なのでわかりませんが、財源の組みかえをしてはるんやね。それで、その居宅介護サービスのところで調整してはるんやけど、その辺は十分見込めるということでの調整なんやね。

榎橋委員長 小椋課長。

小椋介護福祉課長 今回の予算の範囲内で今年度はいけそうだとところです。

榎橋委員長 ほかは大丈夫ですか、いいですか、ありませんか。

次にまいります。

第82号議案。

では、世良部長、お願いします。

世良健康福祉部長 お手元の資料11ページをお願いいたします。

訪問看護特別会計の補正となっております。

まず、歳入につきましては、前年度の繰越金、平成29年度の決算に伴い、繰越金額が確定したものでございます。

次に、歳出につきましては、業務費の中で、臨時職員の賃金の増額をさせていただいておりますが、こちらは、臨時職員が年度途中で変更となったため、通勤手当等の増額によるものです。次に、使用料及び賃借料、駐車場の使用料となっております。公用車の台数の増加による駐車場の使用料の増加によるものでございますが、こちら、訪問看護ステーションの駐車場を総合病院の駐車場枠をお借りしております関係で、駐車場の使用料が発生しているものでございます。

以上でございます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

大畑委員。

大畑委員 ここにあがっていないんですけども、訪看の職員の皆さんの諸手当、勤勉手当だったかな、それが総合病院を含めて変わりましたよね。死体処理にかかわるとか、いろんな、上がりましたよね。それに関連して、臨時職員の方も同じようにされるわけだから、そこは総務はどう考えているのかというときに、同じように正規職員だけではなくて、臨時職員がかかわられた場合には同じように支給しますという答弁だったんです。その辺の当初予算で訪看の手当が見込まれていなかったと思うんですけど、その見直し分の、増額分。十分足りるという、今の段階では判断されとるんやね。

榎橋委員長 平尾課長。

平尾保健福祉課長 総務課から資料をいただいた分では、増額とあと減額になる分とで差し引き、プラスマイナスゼロでそのあたりのところは不足が生じるということはないという感じで、資料をいただいたので、今回ここにはあげていない状況になっています。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 増額だけかと思った、減額というのは何なんですか。

榎橋委員長 平尾課長。

平尾保健福祉課長 多分職員がかわったりですとか、新規で採用の職員もあったんですけれども、いろいろ事情等もありまして、年度当初からの採用ということにならなかつたりとかいうようなこととかで、ちょっと不足、余剰というんですか、それが生じたのではないかというふうに思っております。採用はできたんですけれども、ちょっと事情というんですか、遠方から宍粟にわざわざ興味を持って来ていただいた方で、来るのにどうしてもちょっと期間が必要だったようです。

榎橋委員長 大谷次長。

大谷健康福祉部次長 済みません。先ほど正職員の人事異動の増減を課長のほうが説明したかと思うんですけれども、特殊勤務手当で今年度から創設された分につきましては、臨時職員も対象になるというのは、健康福祉部としては聞いておりませんでしたので、職員の分につきましては、その対応ということでしたので、もう一度総務と確認いたしまして、補正にもその分は、ですので載っておりません。

大畑委員 総務委員会の担当じゃない、傍聴で聞いておったんです。そういう話だったので、特に、なかなか正規職員採用に結びついていないから、臨時職員の方がどんどん増えるじゃないですか。でも、そういうことが、やはりみとりのところまで含めてかかわっていただくわけですから、その辺は待遇するべきだと思います。

榎橋委員長 そのほか、第82号で。

浅田委員。

浅田委員 担当課の分じゃないけど、職員手当の関係で、時間外、特に今対応していただくケースがふえている夜間、土日の対応がふえているのかなというふうに思います。それで、今年1名増員になったけども、やはりその分が対応の件数がふえているだろうという想定なんやけども、当然その辺やっぱり量的な部分、どのような状況ですか。

榎橋委員長 平尾課長。

平尾保健福祉課長 ありがたいことに、事業、依頼の件数はふえてきております。ですので、臨時職員さんも含めてなんですけれども、正規職員の増員もしていただいているんですけれども、おっしゃるとおり、御希望に沿うように対応すると、やはり土日、それから、夜間の緊急な対応というのは毎月それなりの件数はあります。ただ、それぞれの職員が分担しながら、今の時点では対応をしてくれております。

榎橋委員長 浅田委員。

浅田委員 大変なので、まだまだ増えるということになると、臨時職員さんも含めて増員のこととか、特に職員さんの健康管理のこともありますので、その辺ちょっと十分注意をしていただけたらなという趣旨でございます。

以上です。

榎橋委員長 世良部長。

世良健康福祉部長 ただいまの浅田委員のほうから御指摘いただきました点につきましては、担当部のほうでも懸念しているところでございます。今後の訪看の看護師の採用も含めて、全体的に少し長期的な視野に立って、人材確保についても総務のほうと協議をさせていただきたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

榎橋委員長 そのほかはありますか。よろしいでしょうか。分科会を閉じてもよろしいですか。

それでは、分科会のほうは終了させていただきます。

午後 2時05分休憩

午後 2時45分再開

榎橋委員長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。

それでは、文教民生分科会を始めたいと思います。

教育部の審査をこれより始めさせていただきますが、それでは、第71号議案の関係部分からお願いをしたいと思います。

御説明、山本次長。

山本教育次長 それでは、資料に基づきまして、(1)の第71号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の関係部分について御説明をいたします。

資料の1ページをごらんいただきまして、第71号議案、補正予算資料としております。歳出から説明いたします。款目、説明、補正額、そして、内容、補正の理由という順で読み上げて説明をさせていただきます。

予算書の9ページでございます。

民生費、災害救助費、賃金、112万円、内容としましては、スクールバス運転員賃金です。理由としましては、平成30年7月豪雨災害により、通学路の安全が確保できない地域に、スクールバスを運行するためのものです。次に、同じく災害救助

費、需用費、26万円、内容につきましては消耗機材2万円、路線バスの回数券購入費4万円、車両用の燃料代が20万円です。理由としましては、平成30年7月豪雨災害により、通学路の安全が確保できないため、スクールバスで生徒児童を通学させるためのものであります。あと、部活動時の路線バスの利用に係る回数券の購入のためです。次に、委託料、300万円、内容は被災児童生徒送迎業務の委託料です。理由としましては、道谷自治会児童生徒の送迎業務を委託するためのものであります。次に、負担金、22万円、内容は宿泊施設の被災児童生徒利用負担金11万7,000円と学童保育所を被災児童が利用した場合の負担金10万3,000円です。理由としましては、宿泊施設からの通学に係る施設の利用料、宿泊料です。それから、スクールバス運行時刻に合わせた学童保育所利用料を負担するためのものであります。

続いて、資料の2ページをごらんいただきまして、済みません。

榎橋委員長 71で。

それでは、第71号議案で、委員のほうから論点が出ておりますので、お願いいたします。

宍志の会、宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、一番上のスクールバス運転員賃金について、この関連でもあるんですけども、これでお聞きいたします。

この運転員賃金というスクールバス、こちらのほうはどこからどこまでの運行ということで、ちょっと確認させていただきたいと思います。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 スクールバスの運転員賃金の分なんですけども、通常のスクールバスとは違って臨時で運行しているスクールバスになります。清野の児童が通学路がだめになったので、スクールバスで29号線を通して通うということで、清野から神野小学校、清野から山崎東中学校の分になります。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 これは補正予算ということで、ある程度、今かかったお金じゃなくて、見込みということだと思っておりますけれども、それじゃあ、これは見込として、例えば、日数であったり、月であったり、どういった期間を想定されておったのでしょうか。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 補正額の見込みの計算なんですけども、日額が7,000円になり

ます。7月9日の被災時から3月末までの期間で、1カ月20日間の8カ月分になります。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、続いてなんですけど、その金額というのは下の被災児童生徒送迎業務委託料、道谷自治会児童生徒送迎業務委託、こちらと同じ3月末までの金額というところによろしいのでしょうか。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 道谷の自治会の分なんですけど、道路の復旧状況が長くかかるということで、3月末までの分を見込んでおります。160日分、1万8,750円ぐらいの160日分で300万円見込んでおります。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それじゃあ、年度当初にスクールバスの運行で契約されていると思うんです、通常の。あと、小学校、中学校、また幼稚園もそうだと思うんですけれども、それと大体計算式は同じというところによろしいのでしょうか。

榎橋委員長 進藤課長。

進藤教育総務課長 清野の分なんですけど、清野の分は市の公用車を使って臨時運転員を市が雇用して日額の分を払っております。道谷の分なんですけど、通常のスクールバスは大きいので、業者に車のレンタルも含め、人件費と燃料代と車のレンタル料を含めて1回、1日行ったら幾らぐらいというのを出してもらって、その日数計算にしております。通常の年度当初の分とはちょっと計算の仕方が違います。

榎橋委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 清野もうですよ。その当時は3月まで復旧がかかるだろうということやったんやね、わかりました。

榎橋委員長 そのほかはいいですか、第71号議案。

林委員。

林委員 1ページの災害救助費の消耗機材、これは2万円になっとるんやけど、予算書のほうは1万3,000円しかあがとらんのやけどどうなんや。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 1万3,000円はうちのほうやし、うちは災害用消耗機材の44万円のうちの2万円、申しわけありません、ちょっと書き方が、言葉足らずで申しわけな

かった。

榎橋委員長 よろしいですか。

次にまいりましょうか。

第77号議案です。

山本次長。

山本教育次長 それでは、お手元の資料の2ページをごらんいただきまして、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)の教育部関連部分について御説明をいたします。

歳入、予算書については9ページです。

県支出金、教育費県補助金、教育費補助金、補正額は137万2,000円、内容としましては、文化財保存整備費等県補助金でございます。理由としましては、平成30年7月豪雨災害で被災した天児屋たたら公園復旧工事に伴う財源措置であります。次に、予算書で10ページです。寄附金、教育費寄附金、社会教育費寄附金3万円、内容は社会教育指定寄附金です。理由としましては、市立図書館を指定とする寄附採納によるものです。次に、繰入金、公共施設等整備基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、8,493万7,000円、内容は小学校、中学校、幼稚園への空調設備設置事業に係る学校施設環境改善交付金相当額を基金より繰り入れするものです。理由としましては、国の事業採択が現在未定であり、国補助金相当額を基金から充当して、財源を確保するためのものであります。次に、予算書11ページ、市債、教育債、小学校債2,648万円、済みません、2億6,480万円、内容は、小学校への空調設備設置事業に伴う借入金です。理由は、事業実施に際して、基金繰入金を控除した財源に合併特例債事業債を活用するためのものです。次に、中学校債、1億2,440万円、中学校への空調設備設置事業に伴う借入金でございます。理由としましては、小学校債と同じように、基金繰入金を控除した財源に合併特例債事業債を活用するためのものであります。次に、幼稚園債2,090万円、これも同じく幼稚園への空調設備設置事業に伴う借入金であります。理由としましては、同じように、基金繰入金を控除した財源に合併特例債事業債を活用するためのものであります。次に、災害復旧事業債、文教施設災害復旧事業債であります。430万円、社会教育施設の災害復旧事業債です。理由としましては、平成30年7月豪雨災害で被災した天児屋たたら公園復旧工事に伴う財源措置であります。

お手元の資料の3ページをごらんください。

歳出です。予算書は19ページになります。

民生費、子ども・子育て支援費、償還金、利子及び割引料、補正額168万3,000円、内容は、平成29年度決算確定に伴う国交付金精算返還金です。理由としましては、延長保育事業精算返還金が140万8,000円、一時預かり事業精算返還金が25万3,000円、実費徴収に係る補足給付事業精算返還金が2万2,000円となっております。次に、同じく償還金、利子及び割引料439万4,000円、平成29年度決算確定に伴う国、県負担金精算返還金です。理由は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算返還金が297万4,000円、それと、県負担金の部分が、精算返還金が142万円というものです。次に、同じく予算書20ページです。民生費、少子化対策事業費、償還金、利子及び割引料148万1,000円、内容は平成29年度決算確定に伴う国の交付金精算返還金です。理由としましては、放課後児童健全育成事業精算返還金が116万2,000円、子ども・子育て支援整備交付金精算返還金が31万9,000円というものです。次に、予算書29ページになります。教育費、学校管理費、役務費を1万円補正するものです。内容は、河東小学校隣接地購入に伴う収入印紙代です。理由は、土地売買契約書に必要なためであります。次に、工事請負費3億4,008万円、内容につきましては、河東小学校駐車場の整備工事費が728万円、それから、小学校の学級設置教室（普通教室、特別支援教室）及び特別教室（理科、音楽、図書室）への空調設備の設置工事費が3億3,280万円であります。理由としましては、駐車場整備費のほうですけれども、小学校、学童保育所の保護者送迎用として駐車場を整備するためのものであります。それから、空調設備のほうにつきましては、猛暑対策としてエアコンが未整備の小学校にエアコンを設置するためのものであります。次に、公有財産購入費1,152万7,000円、河東小学校の隣接地、土地の取得費用であります。理由としましては、小学校や学童保育所の保護者送迎用等として駐車場を整備するためのものであります。次に、予算書30ページになります。工事請負費1億5,570万円、内容は中学校の学級設置教室（普通教室、特別支援教室）及び特別教室（理科室、音楽室、図書室）への空調設備の設置工事費であります。理由は、猛暑対策としてエアコンが未整備の中学校にエアコンを設置するためのものであります。次に、教育費、幼稚園費、工事請負費です。補正額は2,820万円、内容は幼稚園保育室への空調設備の設置工事費であります。理由としましては、エアコンが未整備の幼稚園にエアコンを設置するためのものであります。

次に、歳出、続いて4ページになります。予算書は31ページになります。

教育費、社会教育総務費、賃金13万9,000円、補正の内容ですけれども、社会教育指導員の賃金であります。理由としましては、社会教育指導員の休日出勤等の増加

に伴いまして、賃金が不足するためのものであります。次に、図書館費、備品購入費3万円、内容はデジター図書購入費であります。理由としましては、市立図書館への指定寄附に伴う図書の購入費であります。次に、文化施設運営費、工事請負費320万円、内容は、文化会館の改修工事費であります。理由としましては、山崎文化会館のコンクリートブロック塀の改修工事を行うためのものであります。次に、文化財保護費、負担金、補助金及び交付金35万8,000円、内容は、指定文化財管理事業の補助金です。理由としましては、御形神社百人一首絵馬修繕費の増額、それから、教福寺オハツキイチョウ保護事業を実施するためのものであります。次に、予算書33ページになります。災害復旧費、社会教育施設災害復旧費、工事請負費615万8,000円、内容は災害復旧の工事費であります。理由としましては、平成30年7月豪雨災害で被災した天児屋たたら公園及び波賀城の遊歩道法面復旧工事を行うためのものであります。

5ページには、小学校、中学校、幼稚園、保育所の空調設備の設置状況一覧表を資料としてつけております。

以上です。

榎橋委員長 ありがとうございます。

前田部長。

前田教育部長 本日、お手元に学校園空調設備設置事業費の財源内訳というもの、これを配って、これはエアコンの分だけなんですけども、これについて簡単に説明をさせていただきます。

先ほど次長からあったように、小学校費でエアコンに伴うお金は3億3,280万円要ということで、その財源内訳といたしましては合併特例債で2億6,480万円、これが11ページの分、それから、その他のところで5,400万円あがっているのは、これは公共施設等整備基金繰入金をここに充てているという資料でございます。そして、残りにつきましては一般財源を充てるという財源になっております。

それから、次に真ん中、中学校費なんですけども、これもエアコン設置に伴うお金は1億5,570万円要るので、そのうちの財源内訳といたしまして合併特例債を1億2,440万円、それから、公共施設等整備繰入金で2,475万円を充てて、残りを一般財源としております。

それから、次に幼稚園のところなんですけども、工事費としては2,820万円で、その内訳として合併特例債で2,090万円、残りがその他として公共施設等整備基金繰入金618万7,000円、残りが一般財源ということで、その他というのが全て公共施設

等整備基金繰入金で合計が8,493万7,000円で、これがページ10ページにあがっている基金からの繰入金ということで、国庫補助が一応今の段階では未定ということで、基金で繰り入れるということで、ここで国庫補助がついたら、この部分が国庫補助金でまた歳入は入れかえをさせていただきたい。ただ、つかなくても、もうやるという方向で取り組むという姿勢を見せております。

それから、次に裏のページで、それぞれの学校の設置数を載せております。小学校では普通学級では86あるうち18はついていきますので68カ所を今回つける。特別支援学級では28あるうち7つ、そして21個つける、こういう指標をつけております。

以上でございます。

榎橋委員長 ありがとうございます。

大畑委員 5ページとの違いは。

前田教育部長 同じです。特別教室がいっぱいついていたので、もう今回つけるところだけを簡単にしたほうがこちらの表でございます。

榎橋委員長 説明をいただきました。

それでは、第77号議案、論点整理出ておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

山下委員。

山下委員 それでは、お尋ねしたいんですけども、神戸新聞で2019年6月末までの設置を目指すというふうに書いてあったわけなんですけれども、学校の順番というか、どの学校からどのようにつけていって6月末までに全ての小中幼稚園の設置を終わらせようと考えておられるのか。

それから、公共施設等整備基金繰入金の部分を国の事業採択を受けた場合は財源を組みかえるということで、国庫補助がなくても行う方向ということなんですけども、今現在、国の動きというのはどのようになっているのか。それから、あと体育館、これの整備は指定避難所になっているようなこともあって、あるいはまた暑過ぎると子どもたちの体調不良等になって大変であるので、この機会に運動場の整備等も進めるほうがいいんじゃないかと思っているんですけども、考え方をお尋ねします。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 まず、設置の順番なんですけども、これは業者が決定してから順次入っていくんですけども、来年の7月の稼働に向けて、今から工事の発注に向けて予算が成立すればかかっていくわけなんですけども、通常であれば設計に入って、

それから、設計が終われば工事、発注という流れになるかと思いますが、その流れ、順序でいくと、なかなか来年の7月稼働に向けては厳しいスケジュールになりますので、今のところ、担当部局で考えておりますのは、設計施工で業者を決定したいと、プロポーザル方式で決定したいということを考えております。その業者が決定した段階で順次学校に入っていくと、7月の稼働に向けて全ての学校を終わらせて、恐らく6月の中旬以降は試運転だけになるかと思うんですけども、そういう状態に持っていきたいと思います。順番は今のところは決まっておりません。

あと、国庫補助金の国の動向ですけども、現在、いろいろな新聞報道等でお聞きしていますのは、国、文科省も秋の臨時国会にこのエアコン設置に係る補助金の補正予算を計上するようなことを伺っております。具体的にはまだ聞いておりません。恐らく何らかの形で国からも財政支援があるものだろうという判断はしております。

あと、体育館へのエアコン設置の件ですけども、体育館、非常に容積が大きくございまして、エアコンをつけるとかなりの容量のものが必要になります。つける工事費はさておき、あとその電気代もずっと経常的にかかるわけで、なかなか今の段階では体育館の設置というのは検討はしておりません、維持費の問題で。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 体育館の件なんですけども、災害の関連の部署とかと話し合い等は持たれたのでしょうか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 具体的な話はしたことはございません。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 今の日本の現状を見てもわかるように、いつどのような災害が起こるかわからないという現状で、指定避難所になっている体育館の空調と設備設置というのはすごく大切になってくると思うので、その辺は話し合っつけてつける方向で考えていてもらいたいと思います。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 繰り返しになりますが、非常に維持費がかかるものでございます。今まで、今までといたしますか、これまで市内の学校でついている学校でいいますと、播磨一宮小学校の体育館、合併前ですけどつけておりまして、あと千種小学校にもついておりますが、大体月でいいますと、電気代が使わなくても大体10万円から15万円ぐらい基本料金がかかりますので、もうそれをずっと年間払い続けるということになると、財政負担、かなり大きいということが一番の要因で難しいのか

なというふうには考えております。

榎橋委員長 よろしいですか、次に行って。

それでは、宮元委員、いいです。

大畑委員。

大畑委員 空調の関係なんですけど、先ほど設計施工、プロポーザルでということをおっしゃったんですけども、今回の予算であがっている空調の仕様というのはどういう規模のもので、どの程度のものを想定されているのか、今の段階で考えておられるのはというのと、それから、設置室が特別教室のうちとなっているんですが、除かれている教室があるんだったら、それはなぜかというのをちょっと教えてください。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 容量のことでよろしいですか。普通教室で、今想定しておりますのが、16キロワット計画で、のものを想定しております。

広さは、普通教室は大体60平米前後なので、その広さに対応したもので、今の容量のものというふうに考えております。

大畑委員 耐用年数。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 一般的に機械設備の耐用年数というのは20年ぐらいが目安とは言われておりますが、使えるうちは当然使うということになるかと思えます。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 あと、特別教室で今回つけるのは、理科室、音楽室、図書室でありますけども、それ以外の教室ということですけども、特別教室は普通教室の大体1.5倍から2倍ぐらいの広さがございます。先ほども申しましたが、部屋の面積に応じて電気の容量が上がるということはイコール電気代もかさむということで、今回は最低限のところとしましてこの3室を設置するというところで考えさせていただいております。

大畑委員 漏れている特別教室というのは。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 小学校でいいますと、図工室、家庭科室、コンピューター教室は既に設置されておりますので、それはもう省いていただいたらいいかなと思えます。あと、中学校でいいますと、それに加えて美術室がございます。美術、技術、家庭科室、コンピューター教室、主なところはそういったところです。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、済みません、幼稚園のほうも、これは、教室というんですか、保育室というんですか、そこだけになっていきますけど、それ以外の遊具室とか、全体が集まるような部屋があるじゃないですか、そういうところは考えていないんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 幼稚園につきましては、これまでもいろんな議論の中で申し上げてきました。こども園への移行ということがまず前提とされますので、最低限子どもの安全を確保するというので、保育室のみに今回は設置を考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。先ほど何で耐用年数を尋ねたかということ、今回ほとんど財源が地方債なんです。普通そういう借金の場合は、現在の我々だけが負担するものじゃなくて、長く後世、次の世代の人たちも学校なんていうのは使うから、後年度の人たちにも負担してちょうだいねということで借金を発行するじゃないですか。そういう意味でいうと、備品なんていうのは余り後年度に負担をかけるということはないだろうと僕は思うんですが、これだけの財源的にどうしてもないので、起債しなければならぬという事情はよくわかるんですが、やっぱり国庫の補助金をしっかり確保してもらいたいなということを思うんです。国庫を使わないでもう借金、市債で全部いくんやという、強い意思を確認したんですけども、国庫補助の申請と採択に向けて努力してもらいたいなというふうに思います。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 報道等でもごらんになっていただいているかと思いますが、官房長官が来年度設置に向けて財政支援をすと言っていますので、市長もそれを受けて今回こういった判断をされていますので、何らかの支援はあると確信しております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、空調は最後にしますけど、ここは西林課長の答弁でなくて、学校教育のほうになると思うんですが、前にも言いましたけど、猛暑の対策として一つはエアコンがあるんですけど、あとは課外授業の対策でありますとか、中学校なんかのクラブ、運動クラブとか、そういうものをどうしていくのかという、やっぱり生徒全体の健康や命を守っていくための対策というのは並行して僕は要ると思うんですけども、その辺もセットで考えられているということで解釈してよろしいで

すか。

榎橋委員長 世良課長。

世良学校教育課長 ありがとうございます。この夏は大変な猛暑でございまして、調べてみますと、播磨西教育事務所管内、他市町も部活動の、夏季の部活動のあり方についてはいろいろと検討をしているところだというような結果が出ております。本市の学校教育においても、部活動のガイドライン、例えば、温度が何度以上であればもう練習を中止するとか、あるいは、1日練習はもう差し控えるようにするとか、そのようなガイドラインを作成している途中でございますので、御理解いただきたいと思います。

榎橋委員長 いいですか。

今井委員。

今井委員 エアコンに関してちょっと3つほどお聞きしたいんですけども、まず、冬の使用も考えておってんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 冬はエアコン、非常に電気代もかさみます。また、北部になると、先ほど普通教室で16キロワットと申しましたが、もっと大きな容量のものが必要になる可能性もあります。今のところは夏場の酷暑を何とか対応するというところで最低限の仕様のものを選択しております。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 そうしたら、先ほど基本料金が年間ずっとかかるとかと言われていた。それってどういうことなんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 学校は高圧受電といいまして、6,600ボルトで受電をします。それを変圧計で200ボルトは100ボルトに落として電気を使用しているわけですが、高圧受電の場合は、年間の月で一番使ったときのピークの電気容量がその1年間の基本料金のもとになるわけなんです。ですので、使っていなくても基本料金はかかると。その基本料金が大きい学校であれば15万円とか、10万円とかいうことになりますので、それが使っていなくても毎月かかるということになります。デマンド制の料金ということになります。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 それから、2つ目として、先ほど言われましたけど、官房長官がああいふふうな形で言っていて、それで、今見て、えっこれだけの額かと僕は思ったんで

すけど、大体国からあるといっても、総工費が大体5億何ぼ、二、三千万円ぐらいみたいな感じなんですけど、その中の8,000万円ぐらいしか出さない程度なんですけど、大体こんなものですか、国から出るというたら。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 きょうお配りしました資料の一番下に書いていますけども、財源内訳の資料です。そこに文科省の補助の基準枠を書いておりますが、文科省の補助は学校施設環境改善交付金が対象になりまして、空調を設置する部屋の1平米当たり2万2,500円、これが対象額で、その3分の1が市に国庫補助金として入ってくるお金となります。実質は事業ベースでいいますと、5分の1から4分の1程度のお金となります。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 これはだから通常の場合がこういうふうな形という形やね。だから、あんだけ結構言うてとしてるけども、結局通常に分だけしか出さへんということですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 報道ではこれまでの、従来の枠組みには捉われずということも書かれておりますが、今の段階ではこれしかないかなと思っています。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 あと、3つ目なんですけども、これはちょっと教育部だけに聞くような話じゃないと思うんですけど、合併特例債、私たちが議員になった去年の4月に、あと20億円残っているんやということを知っていて、今度一宮に8億円ぐらい、千種の拠点で5億円か6億円、これに5億円ほど使ったらもうほとんど残らないみたいな感じになってくるんですけども、その辺も含めてもうそれでいこうかというような形の決定をされているのでしょうか。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 詳しいことは財政のほうの協議の中なんですけども、幸いといいますか、悲しいことにといいのか、過疎債が全市適用というのがあったので、合併特例債がなくても、今までは逆に言ったら過疎債を受けれないと、優先的に合併特例債を使っていたんですけども、今度、全市が逆にちょっと寂しいんですけども、適用になったということで、過疎債も使えるようになったというところはちょっと財政的にはちょっと考慮しとるんかなと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほど今井委員のときに言われたデマンド契約、僕も施設におるときに困ったんやけど、これは本当に使う期間といたら1カ月、2カ月もないぐらいじゃないですか。それで、年間払い続けるわけでしょう。デマンド以外の契約できないですか、電力契約、これだけ別に。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 関西電力は基本的に契約形態としまして、一つの敷地に一つの引き込みしか認めてくれないので、難しいかと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 電力自由化になっているじゃないですか。関電以外のエアコンだけ別の会社でやるということはできないんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 いわゆる第3電力のことだと思んですけども、第3電力の基本料金の考え方は関電から5%引きとか、そういう単純な計算なので、ぐっと下がるということはないと思います。

大畑委員 別契約も可能か。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 それは物理的な引くのが一つしかないのも難しいと思います。

榎橋委員長 よろしいですか。

林委員。

林委員 直接関係ないんやけど、収入印紙代1万円補正してあるわね。これは役務費の中で泳げなんだのか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 枠の中で泳げるんですけど、今回契約するというところで、わざわざ予算的に見せたというところがございます。

榎橋委員長 林委員。

林委員 決算のことでよく言うんやけども、補正した額以上に不用額が出てくるところがようけあるんやね。その可能性があるんで、1万円であつたらそういうことになりそうやさかいに言いよるんやけども。今回はしゃあないけど。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 今御指摘のとおりだと思いますけども、今土地売買するのに契約書に印紙をどがいやという、そこら辺見せるというところが逆に示したほうがいいのかなというところがあって、確かに言われるとおりのところもあります。今後、そ

ここに注意したいと思います。

榎橋委員長 次行きましょうか。エアコンはもういいですね。

山下委員。

山下委員 先ほども説明をいただいたこのデジター図書購入費の3万円、指定寄附ということで、デジター図書の購入ということでの寄附ということだったんですけども、図書の内容を教えてくださいたいのと、それから、デジター図書の再生機器は不足してはいないのかということをお尋ねします。

榎橋委員長 原課長。

原社会教育文化財課長 先ほどのデジター図書について御回答させていただきます。

まず、図書の内容といたしましては、27冊、平成29年度に購入しております。小説のみとなっておりますが、ある程度、今まで人気があったような小説も中には入れております。図書館司書のほうで推薦されるような図書を購入しております。機器のほうにつきましては、このデジター図書につきましては、特殊な再生機械がないと再生、録音を聞けないというものではございません。自宅にCDプレイヤー等がありましたら、そちらのほうでも再生できます。機器につきましては、今現在市立図書館にある2台で不足しているとは思っておりません。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 このデジター図書、実際に私も借りてみたんですけども、それで、CDプレイヤーで再生したんですけども、このデジター図書、非常に一つに長時間図書の内容が入ってしまっていて、それで、7時間とか、8時間とか、それ以上のものもあったと思うんですけども、それを途中でやめたらもう一度再生して同じ場所まで戻すというのが非常に大変なんですけども、でも、デジター図書の再生機器だと、途中でとめたところをもう一度再生できるとかというので、全然やはりデジター図書を聞くためには専門の再生機器じゃないと非常に聞きにくいものだなということを実感したので、もう少し再生機器を皆さんが利用できるようにふやしてもらえないかなというふうに感じていますが、どうでしょうか。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 今貸し出し用ということで、常時2台はいつでも貸せるようにしてるんですけど、今のところ、この間確認に行って、利用、貸し出し希望はということで今のところその2台で賅っているという、十分あるということなので、それでもし今後利用者がふえることによりまして不足するようであればそういう機器購入も

努めていきたいなと思っています。

それから、デジ書購入、現在が平成29年度現在で27冊で、今回の3万円と当初置いていた20万円の23万円で平成30年度はまだ買っておりません。これから図書を買う予定でございますので、その部分つけ加えさせていただきます。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 このデジ書、視覚に障害がある方は恐らく再生機器等を持っておられると思うんですけども、高齢等になって、文字が読みにくくなった場合、非常に便利な図書なので、それからあと、再生機器も私も使用してみたら、非常に便利なものだし、本当にデジ書をすごく聞きたいなというふうに思われたので、恐らくこういった図書もありますよというふうに宣伝を大きくしたら足りなくなると思うんです。ですから、先ほども言ってくださったんですけども、また購入のほうも考えていただきたいし、こういう便利なものがありますというのも多く知らせていただきたいなとは思いました。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 先ほど答えたとおりなので、そういうことの要望があれば。それと、電子図書館でかなりインターネットのほうで電子書籍もふえていますので、逆に言うたら、電子書籍のほうでも本は、これやったらプレイヤーなしにパソコンでも読める本というのは何ぼか整備されていっています。それも活用していただいたらなと思っています。

以上でございます。

榎橋委員長 よろしいですか。

続いて、山下委員。

山下委員 そんなら言います。確かにあるんですけども、パソコンを持っていないとかならぬとか、あるいは、タブレットを持っていないとかならぬとかで、ちょっと御高齢の方にハードルが高いので、このCD、デジ書、再生機器での聞けるというのはすごく本当に便利だなというふうにも感じましたので、先ほど言われたこともわかりますけどお願いします。

榎橋委員長 続いて。

山下委員 続いてなんですけど、この文化会館の改修工事費ということで、前回は説明してくださったように、コンクリートブロック塀の改修工事費としての320万円やということはおわっているんですけども、何せ文化会館自体がもう30年以上、建ってから30年以上ということで、それと、バリアフリー新法というのができる前

の建物なので、トイレにしましてもほとんど和式であったり、あと、非常に段差が、和室なんかすごく段差が多くて、また、結構窓も子どもが飛び出しそうなような非常に危険、障害のある方なんかも非常に危険な窓になっていたり、あるいは、親子室なんか障害がある親子の方がいられたら入れないみたいな、非常に段差が大きいので、その辺の改修の要望というのは出ていないのか、また、改修していこうというような計画はないのかをお尋ねします。

榎橋委員長 原課長。

原社会教育文化財課長 先ほどの文化会館の改修工事の計画につきましてですが、バリアフリー化というところで、トイレの改修なんかは幾らかはさせていただいて、させていただいてはいるんですけど、段差解消部分、確かにおっしゃるとおり、和室だったり、楽屋に入るところのスロープが、以前は手づくりのスロープを設置はしていたんですけど、そこでの転倒があったりして今撤去しております。バリアフリーも含めまして、毎回市の実施計画には計上は、計画的な改修計画ということで、いろいろと外観の塗装だったり、屋根だったということ、また、エアコンの取りかえとか、そちらのほうはあがってはいるんですけど、バリアフリー化も含めまして、今後、計画再度また年次計画にのっけて、文化会館と調整しながら進めていきたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 山下委員、お願いだけでいいですか。お願いします。

大畑委員。

大畑委員 文化財保護費のところをお尋ねしたいんですけども、一つは、絵馬の修繕費の増になったのはなぜかということと、それから、教福寺のイチョウは非常に値打ちのあるようなイチョウらしいんですけど、どのような保護事業をされるのか、教えてください。

榎橋委員長 田路次長。

田路次長 文化財につきまして、私のほうで説明をさせていただきます。

まず、百人一首絵馬の件でございますけれども、これは一宮町にございます御形神社さんのふだんは境内の舞台に掲示をされているものでございます。年代的に江戸時代の終わりにつくられたものでございまして、百数十年たっておるわけですが、外気に触れた状態でずっときておりますので、表面の絵の具といったものがはがれてきているので、修繕を御形神社さんのほうでされたということでございます。予算要求時のときにはちょっと視認といいますか、目で見た状態での予算計

上させていただいておったんですけれども、いざ修繕の業務に入ったところ、目に見えないようなところでもやはり傷みが激しくなっているというようなところで、今回ちょっと増額を計上させていただいたことでございます。

それから、教福寺のオハツキイチョウにつきましては、千種町にございます教福寺さんというお寺なんですけども、大変非常に巨樹といいますか、巨木といいますか、大変大きな木でございます。非常に樹勢、木の勢いは非常に盛んなので、たくさん枝が広がった状態になっております。その枝がこの間のような台風ですとか、大風が吹いたときに、何本かちょっと既に折れたりもしておって、その折れた枝がまたほかの枝にも影響を及ぼすとか、あるいは、お寺の本堂の屋根等にも一部差しかかりかけておりますので、これにつきましては、折れた枝とか、あるいは、樹勢に影響のない枝を剪定をいたしまして、あわせてまた木のほうの保存も図っていきたいというような計画でございます。

以上でございます。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 ちょっと申しわけありません。予算書で説明が漏れておりました。5ページをちょっと予算書、第77号の予算書の5ページを開いていただきたいんですけども、先ほどエアコン関係の工事事業費、全てこれにつきましては、繰越明許費ということで、第2表のところ、全てここにあげておりますが、これにつきましては全て繰越明許費で行うということ。

それから、3表の一番下のところ、仮称のところ、一宮南認定こども園の設計管理につきましても、今年度予算は全然使わないんですけども、債務負担行為で設計管理に取りかかりたいということで1,500万円をあげさせていただいている。この2つの説明が飛んでおりました。申しわけありません。

以上でございます。

榎橋委員長 そのほか意見はございますか、第77号議案。

浅田委員。

浅田委員 説明資料4ページの災害復旧工事で、天児屋と波賀城の遊歩道のちょっと事業費の内訳を教えてくださいというのと、波賀城はもうそれであと特にもう支障はなし。

榎橋委員長 田路次長。

田路次長 これにつきましても私のほうで御説明させていただきます。

内容的には7月の豪雨災害によりまして、天児屋たたら公園の公園内にあります

水路の護岸が決壊をして、土砂がかなり公園内に流入をしたという状況、あるいは、石垣の一部が崩落をしたというような状況になっております。

それから、波賀城のほうは、波賀城の入り口に至ります進入路、遊歩道の山側の法面が一部崩落をしたということで、その復旧工事を計画をいたしております。経費の概算内訳といたしましては、たたら公園のほうは570万8,000円、それから、波賀城のほう45万円で合わせて615万8,000円の概算で要求をさせていただいております。

榎橋委員長 よろしいでしょうか、第77号議案。

午後 3時35分休憩

午後 4時45分再開

榎橋委員長 では、お疲れのところ、よろしく願いいたします。

賛否をこれから確認をさせていただきますが、補正予算のほうからまいります。

それでは、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認についての関係の部分です。

採決してよろしいでしょうか。

賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致で賛成。

意見とかは。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 なし。

続きまして、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分。

討論はありますか、第77号議案。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 採決していいですか。

賛成の委員の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致で賛成。

意見は。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 なし。

では、第78号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 では、採決します。

賛成の委員の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致で賛成。

榎橋委員長 続きまして、第79号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）のほうで。

議論はありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 議論はありますか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 いいですか、よろしいですか。

では、採決いたします。

賛成の委員の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致で賛成。

意見は。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 いいですか。

では、第80号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）のほうでは、何か、80号、ありません。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 討論、いいですか。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 採決していいですか。

では、賛成の委員の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 全会一致で賛成。

特に意見なしでいいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 続きまして、第81号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、何かありますか。

大畑委員 自由討議。

榎橋委員長 自由討議は。

どうぞ。

大畑委員 介護給付費が1,600万円見込みとしてあがるだろうということで、ほか予防でふえるところ、介護予防でふえるところ、振りかえをしていっているんやけど、これだけ居宅介護サービスでこれだけ余るような予算で、それで、介護保険料がふえてきとるん違うかと思うんやけど、ただ、ちょっと介護保険料自体が何ぼか過大見積もりで出てきとるんと違うかなという気がするんやけど。

榎橋委員長 これだけあれやったら、もう下げてもらったら。

大畑委員 必要なサービスがある、必要なサービスの部分を何とかあげなあかんといいながら、9月時点でこれだけ余るのはわかるんです。まだもっと余るのかもわからへん。

浅田副委員長 これは、考え方は余るからじゃなしに、今必要な部分を流用して、特に高額部分を流用して対応しようという説になっているでしょう。それが四半期中で流用ということがちょっとその辺が見込み誤りだったのかなと、逆に。だから、トータルの中でそっちのほうへふえている部分を増額せなあかんで、どこかで枠内で動いていかなあかんで、そうやで、大きく1億何ぼの持っている居宅介護のほうからとりあえず持ってきていると。僕は逆に9月の中で補正をするのが何でかなという思いはあったんや。そうやで、高額のところが。

大畑委員 介護予防がある。

浅田副委員長 流用しようというちょっと説明があったで、逆にちょっとどうかなというところやったんです。そうやで、どこかから持ってこざるを得ん、そこに増額、増額しとったら、逆に予算的に変なことに、そんならどこから収入、どこから持ってくるんだという話になるとどうかと思いますので。

大畑委員 そこはわかるんやね。介護予防の分がふえていたり、高額療養の分がふえたりとかあるんやけど、そこと居宅介護サービス給付費と介護予防のところの事業費自体で保険料に余り差はないのかな。

浅田副委員長 保険料、トータルの話や。

大畑委員 関係ないんか。こっちがこれだから関係ないんか。

林委員 保険料は3年間のトータルでしよるんやな。今年余ったら、そんなら来年ようけ、施設整備したらようけかかる。3年後じゃないと成果が出てこない。

榎橋委員長 わからん。その間に施設がまたできたらね、あがるもんね。

林委員 小規模が何かできるやろう。

榎橋委員長 ああ、そうそうそう、3カ所。あと3カ所。

林委員 なんぼ余ったって。

浅田副委員長 その後ふえていくということやろう。

林委員 ふえるでな。だから、3年間トータルの保険料を含めとるあがらんとあかんのや、初年度、ようけ。

榎橋委員長 後でちょっとな。1年目で大変だったらとんでもない。

浅田副委員長 1年目で大変、これはもう、はなから見込み違いになっている話やね。

林委員 介護のほうはええかげんな積算しとるさかいに、言いようがない。

浅田副委員長 やっぱり前年度の実績見る、それから、四半期の実績見てどうしたという、それしかないね。そこを各サービスごとにきっちり押さえるというたらなかなか厳しいものがある。

大畑委員 結構です。

榎橋委員長 討論はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 採決いたします。

賛成の委員。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。

続きまして、第82号議案、平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)。

自由討議はありますか。

浅田副委員長 補正は、特殊勤務手当が出た、これは職員手当というより正規職員の分やな。

榎橋委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 討論もないですか。

よろしいですか。

じゃあ、採決とります。

では、第82号議案、賛成の委員の方。

(拳 手 全 員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。

続いて、最後になります。第86号議案、平成30年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)。

大畑委員 自由討議。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 続いて出してもらって、私はこの歳出補正のところで、外来診療日が減ることによって減額補正が出ていますね。循環器病院から循環器内科のほうに月2回来てもらったやつが月1回になっていくということでの減額なんですけど、これも言いましたように、結構高齢者の循環器系の外来患者が多いんじゃないかと僕は思うんです、高齢になればなるほどに。これが減ることに対して、この時期に減額やというて、もう全然探す気もないように感じたんやけど、どない思われますか。減ることでもいいですかね。

林委員 訪問看護でも言うたとおりや、三十何ぼやらを、だから落とさんでもええのにな、別に、12月か3月に落としたらええと思うんやけど。

榎橋委員長 確かにこれは循環器の先生が来はって、病院で診れないところがあるじゃないですか。それを診てもらって、手術ができて、元気になった、いらっしゃるわけです。ですから、本当にこれ、必要性が大なんですけど、循環器系がやっぱりないので、どこかからでも探してくるよう思うんやけど。

林委員 そう言われるで落とさんでもよかったんや。

浅田副委員長 基本的に、要はある程度12月とか、まあ言うたように、その辺では精算を見込みでいくということなんやけど、9月の時点で。

榎橋委員長 まだ早いです。

大畑委員 探す気がないということ自体がもう。

榎橋委員長 何かおかしいよね、病院はどない思っているんやろう、ますます。

大畑委員 これは修正したらあかんやろうか、委員会で残しておけというて。

榎橋委員長 でも、ここで切るのはちょっとまずいやろう。

大畑委員 全然する気あれへん。

浅田副委員長 それはいいん違うか、もう。要は看護師の部分についても今からまたふえる可能性も出てくるんやろうな。

榎橋委員長 これは循環器。

浅田副委員長 循環器の補正やけども、循環器の先生が。

榎橋委員長 先生が、向こうの何かリーダー的なあれになるからとかいって。

浅田副委員長 努力はするとは言いよったんやけど。

榎橋委員長 もうここでいいわ言うているような感じやねんな。意見で。

大畑委員 委員長、何か。

榎橋委員長 入れておかなあかん、意見って。

大畑委員 意見としてあげてもらっていないですかね。

浅田副委員長 医師確保に努力というのか。

榎橋委員長 ここで切るとは。

大畑委員 循環器内科の減った分にかわるところを聞きたい。

榎橋委員長 はい。

林委員 呼吸器内科がふえとったん違うんかいな。

大畑委員 ふえたん違う。

浅田副委員長 呼吸器内科はふえたんです。

榎橋委員長 あれは前ふえとってや。

浅田副委員長 眼科はもう1日で。

榎橋委員長 でも循環器系はすごいね。よかったんですよ。喜んでいた。

浅田副委員長 先生もおってないんだろな。

榎橋委員長 おってないな。2回が1回になる。

大畑委員 そうやけど、減ってきます。

榎橋委員長 減るわな。よそに行く。

大畑委員 意見としてあげてください。

榎橋委員長 わかりました。

林委員 努力せえへんか。

大畑委員 どこかにいてるかもわからんけど。議会としても説明してもらいたい。

山下委員 医師がふえても、患者がふえへんみたいなこの問題はあったものが減らんやから問題だとは思いますが。

大畑委員 それは、ニーズがなくなるとるんじゃないから。向こうの都合で言われて減らしておるんや。

山下委員 この問題とは別個に、医師がふえても患者がふえないというのは大きな問題やから。

榎橋委員長 ふえる計算しとったやんな。病院自体に問題がある、どうしても、ほんまに。

大畑委員 それを補正以外の話や。

榎橋委員長 補正じゃないからしょうがない。

林委員 21ページの、総合病院の資料の、外来診療担当医表、これがな、何で午後も外来をせんのや。午後したらもっとふえるわ。何で午前中じゃないと、どこも午後診があるで。

榎橋委員長 民間はありますね。

林委員 それから、この内科のやつ見てみて。一番上の湯浅さんが、これ、1週間に2日だけや。

大畑委員 院長でしょう。

林委員 違う、違う。

榎橋委員長 院長じゃないわ、佐竹、外科。

林委員 ほとんど1週間に2日か、多い人で3日や、診察しよるのは。5日せんとあかんのと違うの、1週間に。2日だけの勤務として、それで午前中だけやろう。だから、患者が来るわけないがな。ずっと来る人は大体かかりつけ医の同じ先生に診てもらいよると思うんや。午後もせなんだら。

大畑委員 午後は、内科だったら、外科か。

榎橋委員長 どこかしていますよね、午後。

林委員 手術は整形が苦しい、手術日は。

大畑委員 ほかの、整形以外の手術。

浅田副委員長 内科、入院患者さんも、どこでも入院患者さんがおってやから。

林委員 そうやけど、午後診をしもって、午後診をしもって、患者を診るのが、ずっと1回巡回したら終わりやがな。

浅田副委員長 来年度からすると言うている、午後診。

林委員 するんやったらええよ。それが怠けとるんや。

榎橋委員長 怠け者か。

林委員 例月出納検査のとき、どないやねん。

榎橋委員長 言うてもるとるね。

林委員 それだけいま一つ変わっていきよるんや。

榎橋委員長 もっと言うて。

浅田副委員長 多分今院長は頑張ろうという、今はしとってやけども。

榎橋委員長 少しずつ気持ちはありますと。

林委員 基本はそうじゃ。午後だけで、午前だけで終わって、週に2日や3日の勤務で診察でそれで通るんやったらそうやってするがな。えらい目に遭わんでええんやでな、お医者さん、楽なほうが。

今井委員 書いていない日は何しとってや。何か別の仕事しとるんか。

林委員 昼から何しよるんやいうたら、寝たりしよる。それで、この診察いっても、科ごとにわしが1日に何名と患者数で割ったらわかるけど、医師が何人おるんや、書いてくれと言うたやろう。

榎橋委員長 さっき言うてはったやつな。

林委員 そんなら、1人当たりの医師が何人1日に診よるかという話や。そうしたら、ごっつい下がるんや。

榎橋委員長 人気の先生。

林委員 人気もええ、科ごとの。

榎橋委員長 ああ、そうか。

林委員 少ない科は言うたら、1日に五、六人診る人と30人ほど診よる人の差があるやん。そんならお医者さんの間でもいろいろ問題が出てくると思う。同じ給料、変わらない人。市役所の職員でもそうやと思う。暇な人と給料一緒やってみい、文句言うで。それと一緒にやと思う。それでうまいこといかんのや。それでちゃんと働くんやったら、同じように働くようにさせるために、それを出せ、何人に何ぼで。計算してみて、ごっつい科で違うわ。

大畑委員 違うね。

榎橋委員長 そりゃそうや。

林委員 まず、午前しか診んと、週に2日か3日しか仕事せんと、入院患者があるいうたって。

大畑委員 委員長、補正に係る話なので、私が言ったように、委託料が小さなことなんやけど、そのことを言うてもらいたいのと、全体の医業収益をどう上げていくかというところをもっと午後診も含めて真剣に考えということ意見を言うてもらわんと、委員会としての意見。

林委員 一生懸命頑張っやったらふえるんや。それを事務部長はよう言わんのやそういうこっちゃ。何ぼ言うたって改善されんわ。

大畑委員 お願いをして。

榎橋委員長 お願いをして、採決をとります。

それでは、第86号議案の賛成の委員の方。

(挙 手 全 員)

榎橋委員長 全会一致で賛成。

じゃあ、意見を言っておきます。ありがとうございました。

(午後 4 時 0 7 分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子